

DISCLOSURE 2023

中南信用金庫の現況 2023 ディスクロージャー





Photo: (公社) 大磯町観光協会

六所神社

崇神天皇の御代に石神台に創建、718年に現在地に遷ったと伝わる古社です。「六所神社」とは、主祭神である柳田大明神と、一之宮寒川神社、二之宮川勾神社、三之宮比々多神社、四之宮前鳥神社、平塚八幡宮の分霊を合せて祀ることから称されたもので、鎌倉時代には源頼朝公による戦勝祈願、江戸時代には徳川家康公による五十石の寄進など、数多くの武将から崇敬を受けました。

CONTENTS

1. 経営理念・経営方針	4
2. 当金庫の概況	5
3. ちゅうなんのあゆみ	6
4. 役員・組織	7
5. 総代会制度	8
6. 中南信用金庫と地域社会	12
7. 中小企業の経営改善及び地域活性化への取組み	14
8. SDGsへの取組み	19
9. 内部統制基本方針について	20
10. リスク管理の態勢について	22
11. お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために	23
12. 主な商品・サービスのご案内	26
13. 主な手数料一覧	31
14. 資料編	33
15. “Step by Step” ~ニーズに適切に対応し、優れたサービスを提供するために~	56
16. 店舗・地区一覧	58

青年は大きな望みを抱き、 土地を愛し歴史を創る。

海。

昔のことは知らないが、100年前、いや50年前は、
さぞかし漁で賑わっていたことだろう。

赤銅色の漁師が誇らしげに網を引く。

それにこたえる妻がいる。

そんな力強い生活の匂いを、今も伝えてくれている。

ごあいさつ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てに預かり厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫は昭和初期における金融大恐慌の後、昭和7年11月「保証責任大磯商工信用組合」として発足。以来戦中戦後の幾多の苦難を乗り越え、地域の発展とともに業務を拡大し、今日に至っております。おかげさまをもちまして、令和4年11月22日に創立90周年を迎えることが出来ました。これもひとえに地域の皆さまの永年にわたるご支援とご愛顧によるものと、心より感謝申し上げます。これから次なる創立100周年に向けて、そしてさらにその先の将来に向けて役職員一同努力し続ける所存です。

地域金融機関としての使命を果たすべく、また地域へ貢献することを肝に銘じ、日々邁進してまいりますので、今後も変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



理事長 大藤 勉

経営理念・経営方針

経営理念

『地域共創』

私たちは、心のこもった金融サービスを通じ、
地域の繁栄と創造に貢献します。

経営方針

お客さまの視点に立った経営を目指します。
健全経営を維持し、地域社会に貢献します。
創造性豊かで行動力に富む人材を育成します。

行動基準 五つの創造

価値創造…お客さまと金庫にとって価値のある仕事をしよう。
信頼創造…お客さまから信頼される仕事をしよう。
地域創造…地域に役立つ仕事をしよう。
未来創造…未来へのビジョンを持って仕事をしよう。
幸福創造…お客さまと共に幸せになろう。

ちゅうなんクレド

私の成長と金庫の成長が、お客さまへの約束です

- ① 私は、中南信用金庫の一員であることを誇りに思います。
- ② 私は、私たちが愛するこの街の成長・発展を願い行動します。
- ③ 私は、一人ひとりのお客さまに適切な金融サービスを提供します。
- ④ 私は、お客さまからのご期待・ご要望・ご不満について誠実に対応します。
- ⑤ 私は、お客さまから「ありがとう」と言っていただける仕事をします。
- ⑥ 私は、職員同士のチームワークを大切にします。
- ⑦ 私は、いつも笑顔で元気よくあいさつします。
- ⑧ 私は、約束・決まり事・秘密を守ります。
- ⑨ 私は、報告・連絡・相談・確認を徹底します。
- ⑩ 私は、整理・整頓を徹底し、清掃・清潔を心がけます。
- ⑪ 私は、公私を明確にし、責任と自覚を持ち行動します。

 中南信用金庫

行動綱領

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

(1)信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)
(2)経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

(3)あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもどることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

(4)経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

(人権の尊重)

(5)すべての人々の人権を尊重する。

(従業員の働き方、職場環境の充実)

(6)従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(環境問題への取組み)

(7)資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会参画と発展への貢献)

(8)信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

(9)社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダーリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努める。

当金庫の概要

(令和5年3月31日現在)

● 創立	昭和7年11月22日
● 本店	中郡大磯町大磯1133番地の1
● 店舗数	17店舗
● 役職員数	248人
● 会員数	22,498名
● 出資金	565,840千円
● 預金残高	3,440億25百万円
● 貸出金残高	993億85百万円
● 営業区域	神奈川県中郡大磯町・二宮町・足柄上郡中井町・大井町・開成町・松田町・高座郡寒川町・平塚市・厚木市・伊勢原市・秦野市・茅ヶ崎市・小田原市・海老名市・座間市・藤沢市・相模原市・愛甲郡愛川町・清川村



令和4年度の業績

預金積金 3,440 億円

預金は、地域に密着した営業活動を推進した結果、5年3月末で3,440億25百万円と、前年度より64億36百万円増加いたしました。

貸出金 993 億円

貸出金は、事業所の開拓及び既存取引先の深耕促進を図った結果、5年3月末で993億85百万円と、前年度より40億15百万円増加いたしました。

当期純利益 3億80百万円

当期純利益は、前年度より2億6百万円減益となりましたが、3億80百万円を計上することができました。

自己資本比率 13.12 %

自己資本比率は、「早期是正措置」における健全性を判断する際の基準である4%を大幅に上回っています。

主要な事業の内容

預金業務

(イ)預金 当座預金、普通預金、無利息型普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っています。

(ロ)譲渡性預金 譲渡可能な預金を取扱っています。

貸出業務

(イ)貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っています。

(ロ)手形の割引 商業手形の割引を取扱っています。

有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っています。

附帯業務

(イ)代理業務

- ①日本銀行歳入代理店
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③株式会社日本政策金融公庫等の代理店業務
- ④株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
- ⑤株式会社日本政策金融公庫等の代理貸付業務

(ロ)保護預かり及び貸金庫業務

(ハ)有価証券の貸付(二)債務の保証

(ホ)金の売買(ヘ)公共債の引受

(ト)国債等公共債の窓口販売

(チ)保険の窓口販売(リ)投資信託の窓口販売

(ヌ)スポーツ振興くじの払戻業務

(ル)電子債権記録業に係る業務

ちゅうなんのあゆみ

昭和 7 年 11 月	保証責任大磯工商信用組合設立、大磯町一円に事業開始	平成 6 年 10 月	本店営業部大磯駅前出張所新設
昭和12年 11月	保証責任信用販売購買利用組合大磯金庫と改称	平成 7 年 8 月	四之宮支店しまむらストアー田村店出張所新設
昭和23年 7 月	保証責任大磯町信用組合として設立	平成 8 年 9 月	国府支店月京出張所新設
昭和25年 2 月	大磯町信用組合に改組	平成 9 年 7 月	中井支店中井町役場出張所新設
3 月	中南信用組合と改称	10 月	旭支店しまむらストアー長持店出張所新設
7 月	二宮支店新設	平成10年 7 月	経営情報センター新設
昭和26年 10 月	信用金庫法制定により中南信用金庫に改組	平成11年 12 月	下中支店店舗新築
昭和27年 8 月	下中支店新設	平成12年 11 月	中原支店新設
昭和30年 1 月	国府支店新設	平成13年 12 月	旭支店しまむらストアー旭店出張所新設
6 月	大磯町指定金融機関となる	平成14年 6 月	創立 70 周年記念金利優遇定期発売
昭和33年 12 月	二宮支店新築移設	平成15年 11 月	インターネットバンキングサービスの取扱開始
昭和36年 3 月	旭出張所新設	平成16年 6 月	預金 2,000 億円達成
11 月	国府支店新築移設	11 月	審査管理部内に経営革新支援室新設
昭和40年 11 月	旭支店新築移設(出張所から昇格)	12 月	公所支店の店名をさかま支店と改め新築移設
昭和41年 9 月	下中支店新築移設	平成17年 9 月	伊勢原北支店を伊勢原支店に統合 伊勢原支店新築移設 経営情報センター移設(伊勢原支店 2 階に併設)
昭和44年 12 月	四之宮支店新設	平成18年 3 月	本店営業部大磯駅出張所新設
昭和45年 7 月	預金 100 億円達成	4 月	全店 ATM 日曜・祝日稼働実施 当金庫 ATM 入出金手数料 365 日無料化
11 月	二宮支店新築移設	平成19年 4 月	二宮支店二宮駅出張所新設
昭和47年 4 月	二宮町指定金融機関となる	8 月	本店営業部大磯駅前出張所閉店 全店窓口 4 時まで営業の開始
5 月	旭支店新築移設	平成20年 7 月	国府支店月京出張所店舗拡張、ATM 増設
昭和48年 12 月	日本銀行横浜支店と取引開始	平成22年 1 月	株式会社中南ビジネスサービス解散 下中支店しまむらストアーたちばな店出張所新設
昭和49年 11 月	本店新築移設	3 月	営業エリアに相模原市、愛甲郡愛川町・清川村を追加
昭和50年 9 月	伊勢原支店新設	6 月	二宮支店二宮町役場出張所新設 林支店新設
11 月	日本銀行歳入代理店事務取扱開始	11 月	茅ヶ崎支店新築移設
昭和52年 6 月	オフライン移行	平成23年 4 月	茅ヶ崎支店新築移設 認知症サポートー養成講座の受講
昭和56年 2 月	オンライン移行	12 月	創立 80 周年記念住宅ローン・個人ローンの 特別金利キャンペーン実施
10 月	平塚支店新設	平成25年 10 月	ATM を利用した相互通帳記帳サービス開始
12 月	預金 500 億円達成	平成26年 1 月	神奈川県と「地域見守り活動に関する協定書」締結
昭和57年 10 月	茅ヶ崎支店新設	平成27年 1 月	平塚支店平塚共済病院出張所新設
昭和58年 6 月	高森支店新設	11 月	高森支店駐車場拡張
10 月	中井町指定金融機関となる	平成28年 4 月	高森支店 ATM 増設
昭和59年 6 月	国債窓口業務全店で取扱開始	12 月	平塚支店駐車場拡張
10 月	厚木南支店新設	平成29年 12 月	国府支店月京出張所を国府支店に統合 国府支店新築移設
12 月	中井支店新設	平成30年 12 月	預金 3,000 億円達成
昭和61年 12 月	公所支店新設	令和 2 年 3 月	二宮支店二宮町役場出張所閉店
昭和62年 1 月	本店営業部大磯町役場出張所新設	12 月	しんきんバンキングアプリサービスの取扱開始
12 月	高麗支店新設	令和 4 年 1 月	平塚支店平塚共済病院出張所閉店
昭和63年 9 月	両替業務開始(本店営業部)	11 月	創立 90 周年記念懸賞金付定期発売
11 月	中里支店新設		創立 90 周年記念個人ローンの 特別金利キャンペーン実施
12 月	預金 1,000 億円達成		
平成 1 年 2 月	株式会社中南ビジネスサービス設立		
平成 2 年 11 月	相談センターの設置 各支店、相談コーナーの設置		
平成 4 年 3 月	伊勢原北支店新設		
8 月	大磯駅前くらしの相談コーナー設置 中南信用金庫と業務提携		
11 月	創立 60 周年祝賀会開催		
平成 5 年 5 月	営業エリアに足柄上郡大井町、開成町、松田町を追加		

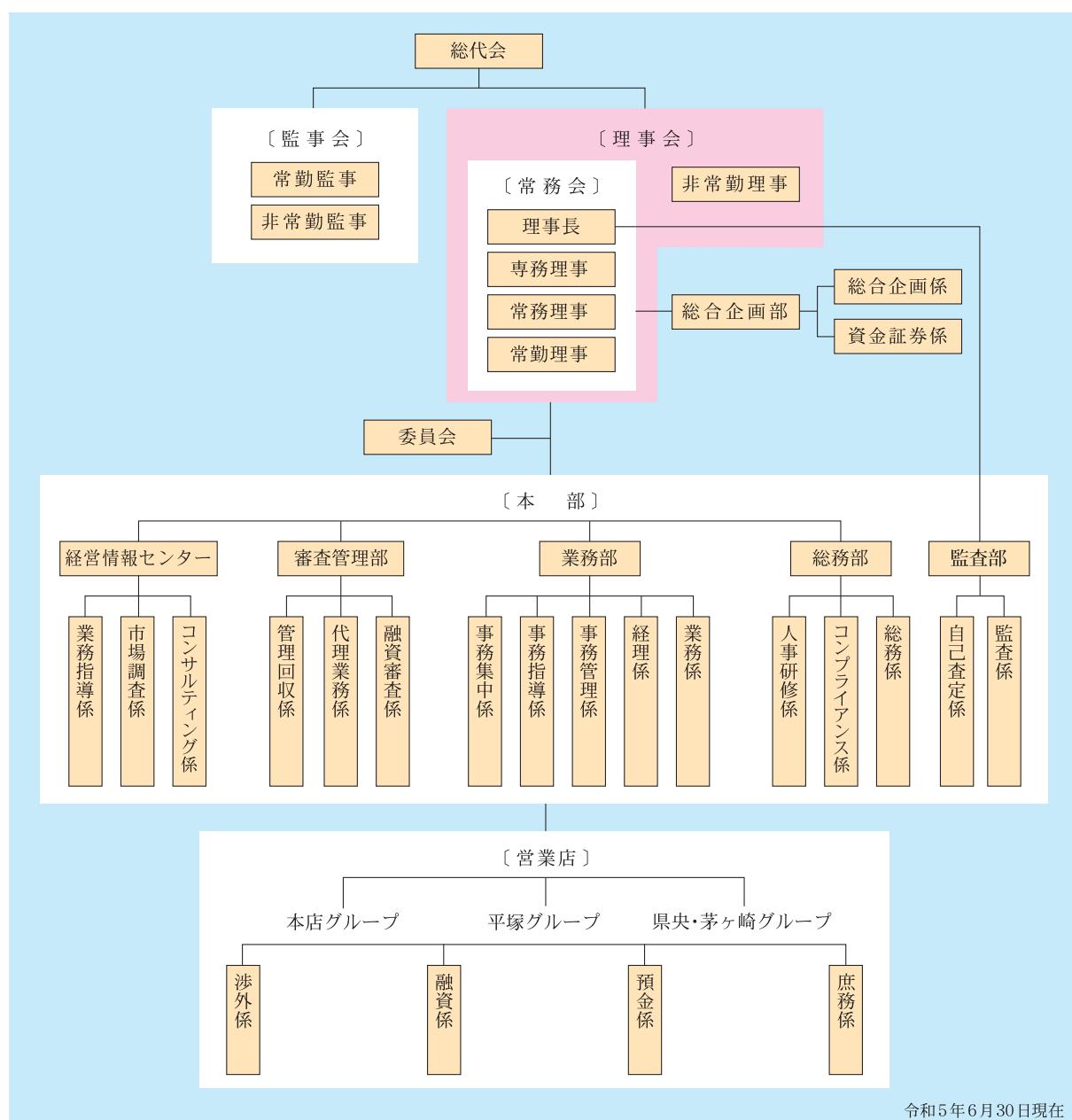
役員一覧

理事長 大藤 勉 (代表理事)	非常勤理事 矢部捷治 ^(※1)	非常勤理事 佐藤豊明 ^(※1)
常務理事 岡崎良介 (代表理事)	非常勤理事 秋澤芳雄 ^(※1)	常勤監事 大庭和久
常勤理事 秋山和紀	非常勤理事 西村好男 ^(※1)	非常勤監事 西方政雄 ^(※2)
常勤理事 岩内賢次	非常勤理事 五十嵐守 ^(※1)	非常勤監事 安藤十藏
常勤理事 小清水吉宏	非常勤理事 二見泰弘 ^(※1)	

令和5年6月30日現在

※1 理事 矢部捷治、秋澤芳雄、西村好男、五十嵐守、二見泰弘、佐藤豊明は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2 監事 西方政雄は、信用金庫法32条第5項に定める員外監事です。

組織図



令和5年6月30日現在

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて「総代会制度」を採用しています。

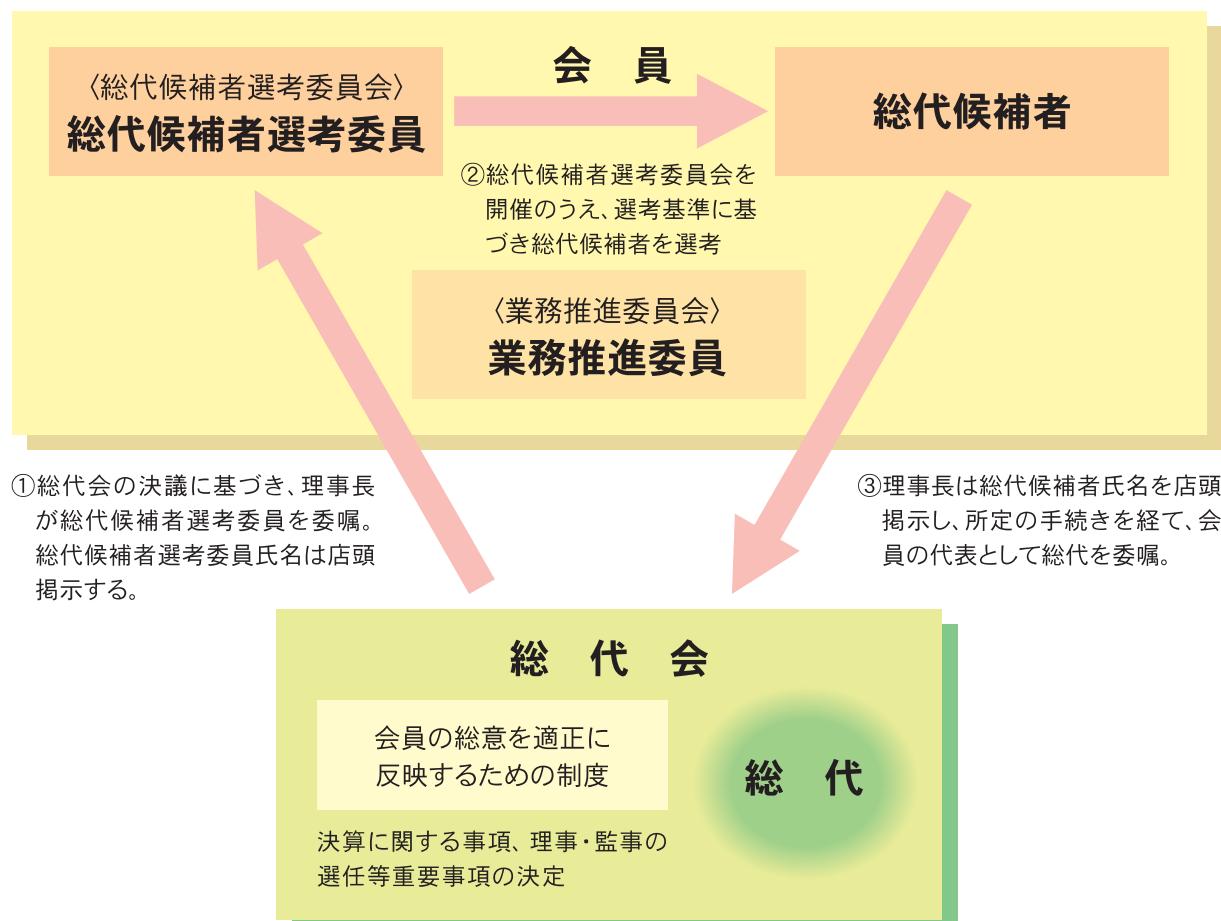
この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

その主な活動としては、定期的に実施している「お客さまアンケート」、店頭に常設している「ご意見うけたまわりカード」や苦情等の内容を分析し、業務改善策を検討するとともに、年金友の会や信友会等の企画行事をはじめ、日々の訪問活動等によるコミュニケーションを通じて、広くお客さまのご要望やご意見をうかがい、経営に反映させるよう努めています。また、総代会の他に、当金庫と会員との連携を強化し事業の拡充を図るために業務推進委員会を設置し、金庫事業の拡充や業務推進活動などについて協議しています。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



2. 総代とその選任方法について

(1) 総代の任期・定数

- ① 総代の任期は3年です。
② 総代の定数は、60人以上90人以内とし、各選任区域の会員数に応じて按分することにより定められています。
なお、令和5年3月31日現在の総代数は77名（定数80人）、会員数は22,498名です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っています。
そこで総代の選考は、当金庫定款及び総代選任規程に定めるところにより、総代候補者選考基準（注1）及び総代改選にかかる申し合わせ事項（注2）に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- A. 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- B. 総代候補者選考委員会を開催のうえ、その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- C. 上記Bにより選考された、その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者選考基準（注1）

- ① 資格要件
 - ・当金庫の会員であること
- ② 適格要件
 - ・総代として相応しい人格、見識を有していること
 - ・地域における信望が厚いこと
 - ・当金庫の経営理念及び社会的使命をよく理解し、当金庫の発展に寄与できること

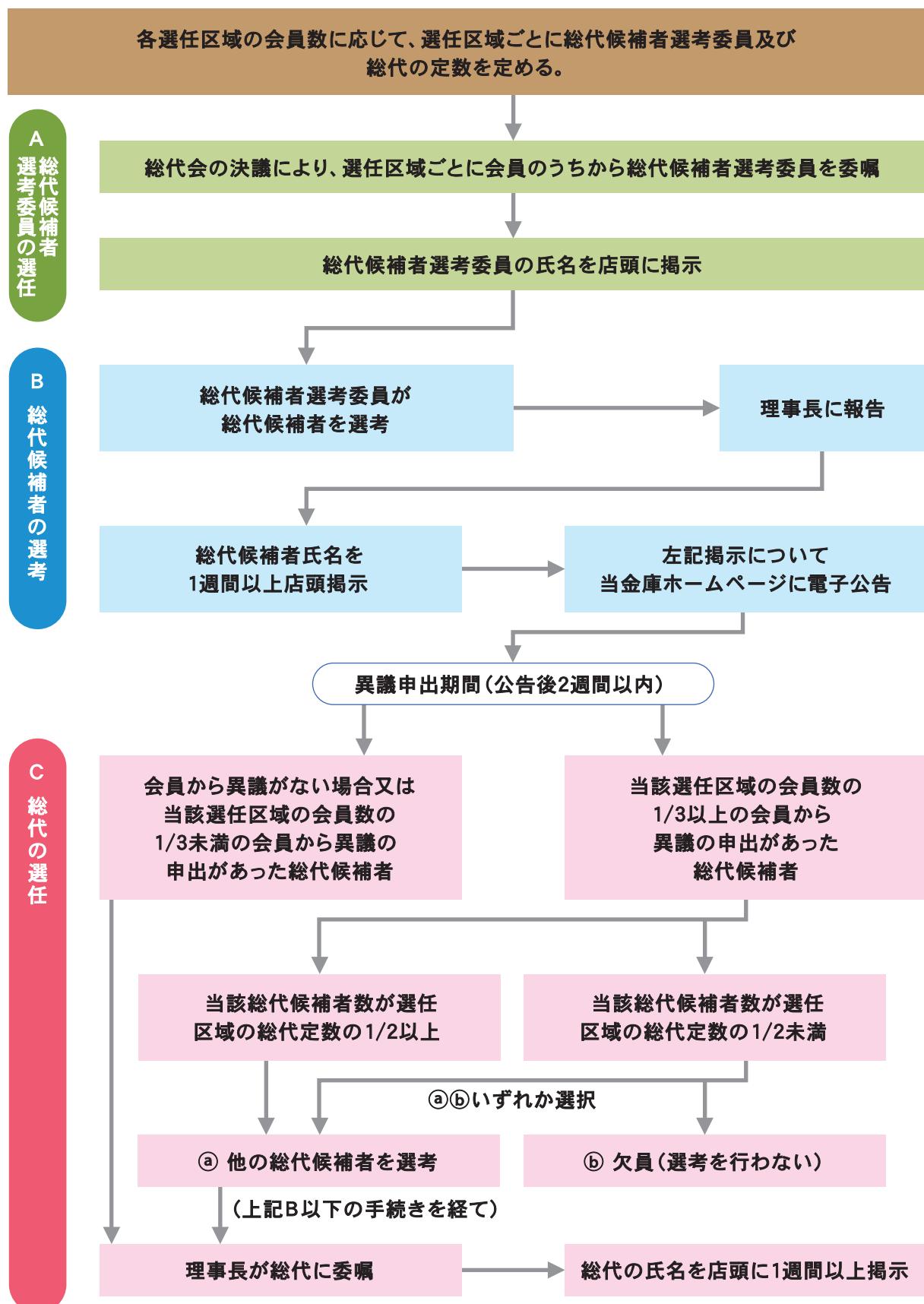
総代改選にかかる申し合わせ事項（注2）

- イ. 5期連続在任の総代は勇退し後進の途を開くこと
- ロ. 勇退後1期～2期後は再び総代となるを妨げぬこと
- ハ. 総代選考委員は自らを総代として自選せざること

（昭和39年第16期通常総代会決議）

総代会制度

総代が選任されるまでの手続き



3. 第75期通常総代会の決議事項

第75期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

(1) 報告事項

第75期(令和4年度)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 総代候補者選考委員25名選任の件

第3号議案 任期満了に伴う理事、監事選任の件

第4号議案 退任役員の退職金支給の件

第5号議案 定款第15条の規定に基づく法定脱退の件

4. 総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数

選任区域		人数	氏 名				
1 区	本店 高麗支店 国府支店	19名	戸塚 浩⑤	井上 暢⑤	野寄 伸行④	山本 正俊④	川崎 弘一④
			齋藤 昌成④	芦川 博昭③	藤田 和雄②	石山 智司②	須崎 昭夫②
			高橋 英俊①	阿部川 智①	齋間 紀博①	福地 潤①	工藤 弘④
2 区	二宮支店 中里支店	8名	小島 重藏③	添田 勝①	蒔田 一①	高島 淳①	
			小嶋 大介⑤	丸山 昌俊④	杉崎 孝和④	原 浩③	玉城 和男③
3 区	下中支店 中井支店	6名	里山 樹③	山本 秀樹①	清水 卓二①		
			小森 正光④	吉田 守秋①	廣澤 光洋①	重田 栄治⑤	植木 清八④
4 区	旭支店 さかま支店 中原支店 四之宮支店 平塚支店 茅ヶ崎支店	30名	半田 龍夫②				
			森 延孝⑤	熊澤 義昭⑤	矢崎 元雄⑤	根岸 勝治④	臼井 英夫④
			長島 宏④	清水 修武③	大野 政明③	田中 均②	寺嶋 典将②
			若森 康伸①	高橋 壮一①	田城 裕司①	坂本 直樹①	其田 彰二①
			坂下 吉實③	鈴木 重俊②	天野 透②	梅原 純一②	古尾谷 勉①
			三上 憲①	高橋 満⑤	吉川 正行⑤	大森 春樹④	升水 太一④
5 区	伊勢原支店 高森支店 厚木南支店 林支店	12名	植田 稔⑤	森 孝裕④	大熊 英一④	三橋 雅道②	関谷 勝美②
			逸見 南海男⑤	振原 隆行④	瀬尾 繼徳④	瀬尾 茂④	佐伯 妙有③
			長倉 博保①	菊地 新⑤	佐藤 忠夫④	松尾 和男③	西山 宏洋③
			小宮 輝壽②	青木 誠司①			

(令和5年7月1日現在・75名、順不同・敬称略)

総代の属性別構成比

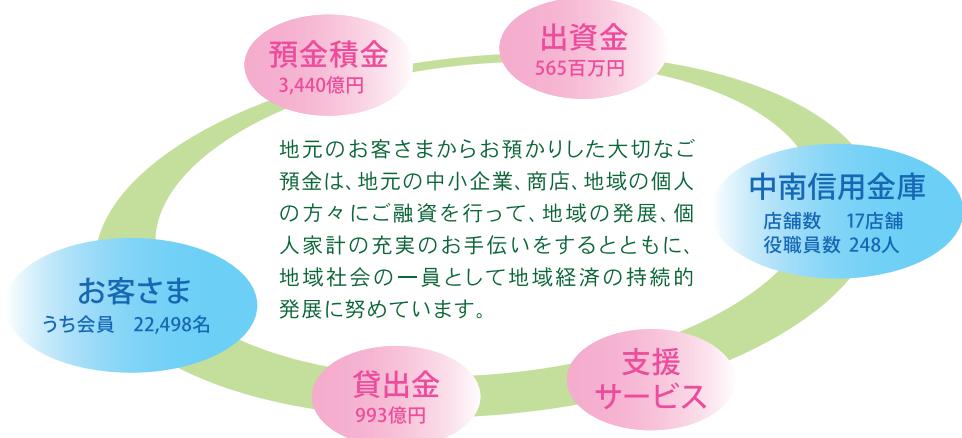
※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。

職業別	法人・法人代表者 8.2.6 7%、個人事業主 14.4 6 7%、個人 2.6 6 %
年代別	70代以上 4.2.6 7%、60代 29.3 3%、50代 26.6 7%、40代 1.3 3%
業種別	製造業 12.3 3%、採石業 1.3 7%、建設業 23.2 8%、卸売業 4.1 1%、小売業 17.8 1%、不動産業 12.3 3%、飲食業 4.1 1%、その他サービス業 16.4 4%、運輸業 1.3 7%、印刷業 1.3 7%、医療、福祉業 4.1 1%、教育、学習支援業 1.3 7%

地域に信頼され期待される金庫を目指します。

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、本店を置く大磯町をはじめとした8町・10市・1村を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。経営理念とする『地域共創』の実現に向け、これからも地元の金融機関として、健全経営に努め、リスク管理態勢の充実及びコンプライアンス（法令等遵守）態勢の徹底を図ることで、地域の皆さまからの信頼を一段と高めるとともに、常に地域やお客さまの視点に立って経営を見つめ、心のこもった金融サービスを通じ、地域の繁栄と創造に貢献できるよう努めてまいります。

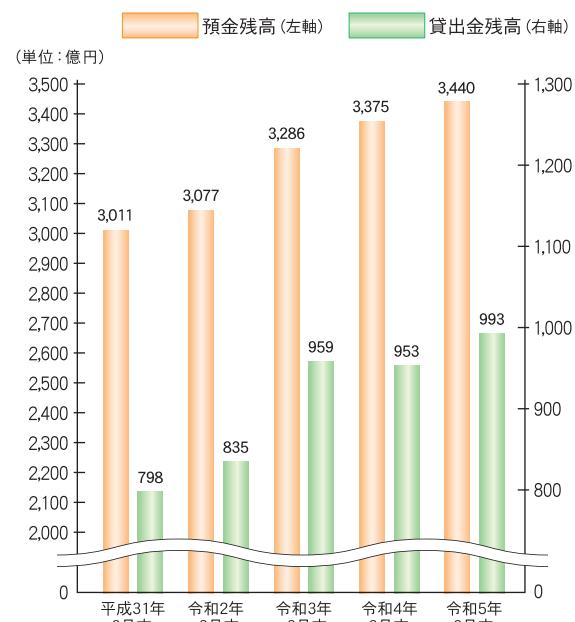


預金積金に関する事項(地域からの資金調達の状況)

地域のお客さまからお預かりした大切なご預金は、皆さまから信頼をいただいている証です。お客さまの大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけるよう各種預金を取り揃えています。なかでも、「定期積金・あすなろ100」や「定額複利預金」「金利優遇年金定期預金・おもと(万年青)」などは多くのお客さまから好評を博しています。

貸出金に関する事項(地域への資金供給の状況)

当金庫は、地元の中小企業、商店並びに一般のご家庭での資金ニーズにお応えすることを第一の目的として、地元の中小企業、商店、地域の個人の方々にご融資しています。お客さまのご預金はご融資というかたちで地域の発展、個人家計の充実に大変役立っています。なお、主な資金使途の状況といたしましては、地元中小企業や事業先には設備資金に218億円、運転資金に345億円、個人のお客さまには住宅関連資金306億円、消費資金51億円をご融資しています。



貸出以外の運用に関する事項

お客さまからお預かりした大切なご預金は、ご融資による運用のほかに、余裕資金の一部を国債等の有価証券や信金中央金庫定期預金等の預け金による運用を行っています。余裕資金の運用につきましては、安全性、流動性及び収益性を考慮し、市場関連リスクを適切に管理することに努め、バランスのとれた運用を行っています。また、同時にお客さまのご預金のお支払いに支障をきたすことのないよう、支払準備資金の充実にも努めています。

経営環境と業績

経営環境

令和4年度のわが国経済を顧みますと、引き続き新型コロナウィルス感染症やウクライナ情勢悪化に伴う世界的な物価上昇の影響を受けながらも、ウィズコロナへの移行に伴い、個人消費や民間企業の設備投資などに持ち直しの動きがみられました。

足もとでは海外経済に減速の兆候がみられ、国内経済は下押し圧力を受けるものの、先行きについては雇用の増加や賃金上昇、ペントアップ（繰越）需要などが下支え要因となり、緩やかな回復基調を維持するとみられます。

こうした中、金融庁は金融機関に対し、資金繰りや経営改善など事業者のお客さまに寄り添った支援の他、お客さま目線に立った金融サービスの普及を促しています。また、世界情勢等を踏まえた各種リスクへの対応として、マネーローデンダリング対策やサイバーセキュリティ、システムリスク管理態勢の強化を求めています。日本銀行では10年ぶりに総裁が交代、海外主要中央銀行がすでに大幅な政策金利の引き上げを実施してきた中、国内金融政策の先行きが注目されています。

令和4年度の実績

当金庫は地域にしっかりと根をはった金融機関として、役職員一丸となり、社会的使命の達成に取り組むとともに、リスク管理の徹底、資産の健全化及び経営効率の向上に努めてまいりました。その結果、預金につきましては期末残高において3,440億25百万円と、前年度より64億36百万円増加いたしました。貸出金につきましては、エリアグループ長を中心とする市場特性に応じた戦略策定と事業運営を開拓し、地域における信頼性の確保と競争力強化に努め、期末残高は993億85百万円と、40億15百万円増加いたしました。

収益面につきましては、市場金利の低迷により資金運用収益が圧迫される中で、地元企業と地域の皆さまとの取引拡充強化に努めるとともに、事務の効率化や資金運用内容の見直しなどを図りましたが、当期純利益は3億80百万円

と、前年度より2億6百万円減益となりました。出資配当率につきましては、2%いたしました。また、経営の健全性を示す指標として重要な自己資本比率（国内基準）は、令和4年度末で13.12%となり、「早期是正措置」における健全性を判断する際の基準である4%を大幅に上回っています。

サービス面につきましては、「ちゅうなんビジネスフリーローン」、「WEB完結型個人ローン」、「ちゅうなんリバースモーゲージローン」の取扱いを開始するなど、融資商品ラインナップの充実を図りました。また、神奈川県の森林や水源地域の整備事業を応援するため、令和4年6月から8月にかけ、3年ぶりに「かながわ水源事業応援定期預金」を取り扱い、10月に預入額の0.01%相当にあたる60万円を神奈川県水源環境保全・再生基金へ寄附いたしました。11月から令和5年1月にかけては「創立90周年記念懸賞金付定期預金」を取り扱い、2月に抽選会を行いました。

今後の展望・課題

今後を展望しますと、地域金融機関を取り巻く環境は、緩和的な金融環境の継続や人口減少などの構造的要因により、厳しさを増していくとみられます。そうした中で、私どもをはじめ各金融機関は、おかれた環境、経営理念・経営資源等に応じた持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたり金融仲介機能を円滑に発揮し、地域経済を適切に支えるための経営基盤の強化が求められています。

このような環境下、当金庫は、経営理念とする『地域共創』の実現に向け、これからも地元の金融機関として、健全経営に努め、リスク特性を踏まえたリスク管理態勢の充実及びコンプライアンス（法令等遵守）態勢の徹底、お取引先企業さまへの一層の支援強化を図ることで、地域の皆さまからの信頼を一段と高めるとともに、常に地域やお客さまの視点に立って経営を見つめ、心のこもった金融サービスを通じ、地域の繁栄と創造に貢献できるよう努めてまいりますので、今後とも一層のお引立てとご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

トピックス

- | | |
|-------------|---|
| 5月2日 | 男性役職員の通年ノーネクタイ勤務を開始しました。 |
| 5月26日 | 申込から契約までが完全非対面で完結する「WEB完結型個人ローン」の取扱いを開始しました。 |
| 7月1日 | 「かながわSDGsパートナー」に登録されました。 |
| 7月20日 | 自宅等を担保に老後資金等を借入できるシニア世代向け「ちゅうなんリバースモーゲージローン」の取扱いを開始しました。 |
| 7月20日 | 利用限度額内で教育資金をATMにて随時借入できる「ちゅうなん教育カードローン」の取扱いを開始しました。 |
| 10月31日 | 省電力、省エネルギー等環境保全のための設備資金に対応した「ちゅうなんESG設備応援ローン」の取扱いを開始しました。 |
| 11月1日～1月31日 | 神奈川県が発行する「グリーンボンド」へ投資しました。 |
| 11月1日～3月31日 | 「創立90周年記念 懸賞金付定期預金」を取り扱いました。 |
| 11月21日 | 「厚生労働大臣より「ユースエール認定企業」に認定されました。 |
| 11月22日 | 「創立90周年を迎えました。 |

中小企業の経営改善及び地域活性化への取組み

地域密着型金融の取組みについて

基本方針

地域・顧客ニーズや社会環境変化を的確に見極め、顧客価値創造力の強化を図り、商品・サービスの提供に努めます。

- 取引先企業の支援及び事業再構築に積極的に取組み、貸出資産の良質化を図るとともに、各種経営再建手法や外部機関活用等の再生支援ノウハウを高めることで職員の目利き力向上を図ります。
- 地域中小企業の資金需要に対し、早期対応を図り、担保・保証に過度に依存しない融資手法により取引先中小企業への資金供給力を高めます。
- お客様の意見を経営に反映するべく実施している「お客様アンケート」等の調査結果を踏まえた金融サービス・商品開発により、利用者の満足度向上に努めます。

●創業・新事業支援

経営情報センターでは、業界・市場動向等の情報提供及び事業計画に関する相談・助言を行っています。また、必要に応じて外部機関と連携し、対応しています。

＜創業支援融資の取組み＞

令和4年度		
創業支援融資	実行件数	実行金額
	45件	286,210千円

＜外部機関との連携＞

- ・株日本政策金融公庫 ・(公財)神奈川産業振興センター(KIP) ・神奈川県よろず支援拠点 ・神奈川県中小企業団体中央会
- ・神奈川県信用保証協会 ・関東財務局 ・関東経済産業局 ・大磯町商工会 ・二宮町商工会 ・足柄上商工会 ・株横浜銀行
- ・神奈川県 ・大磯町 ・二宮町 ・小田原市 ・平塚市 ・伊勢原市 ・厚木市

●経営改善支援

経営情報センターが、取引先の経営改善・事業再生支援業務の統括部署として、営業店とともに訪問・ヒアリング・各種分析等を行い、企業実態を把握、事業価値を見極めたうえで、支援先の経営改善計画書の策定支援・計画の進捗状況確認及び管理・支援先に対するアドバイス等を実施しています。

＜経営改善の取組み実績＞

【令和4年4月～令和5年3月】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち経営改善支援取組み先数				経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定期率	
		A	α	β	γ	δ	α / A	β / α	δ / α
正常先	①	2,123	2		1	2	0.1%		100.0%
要注意先	うちその他要注意先②	488	15	0	13	15	3.1%	0.0%	100.0%
	うち要管理先③	1	0	0	0	0	-	-	-
破綻懸念先	④	42	1	0	1	1	2.4%	0.0%	100.0%
実質破綻先	⑤	17	0	0	0	0	0.0%	-	-
破綻先	⑥	1	0	0	0	0	0.0%	-	-
小計(②～⑥の計)		549	16	0	14	16	2.9%	0.0%	100.0%
合計		2,672	18	0	15	18	0.7%	0.0%	100.0%

(注)

- 期初債務者数及び債務者区分は令和4年4月4日時点で整理しています。
- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。
- ・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しています。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めていません。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含めています。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しています。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。
- ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
- ・なし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
- ・「 α のうち再生計画を策定している全ての先数 δ 」には、金融機関独自の再生計画策定先のほか、中小企業活性化協議会、RCC、地域経済活性化支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などと連携した再生計画策定先を含めています。

●コンサルティング機能強化による地域企業のサポート

中小企業診断士の資格を有する職員を、企業診断及び経営相談を行う経営情報センターに2人、支店長を含む営業店に5人、他本部に3人を配置(令和5年3月末現在)し、経営相談機能の強化に努めています。

＜令和4年度実績＞ 企業診断6社、簡易財務診断87社、ライフプラン作成サービス8件

●M & A 仲介サービス

当金庫は、外部機関と連携し、M&A実現に向けたアドバイス・支援等を実施しています。

＜外部機関との連携＞ ・信金キャピタル(株) ・(株)日本M&Aセンター ・(株)トランビ

●経営情報センター

庫内中小企業診断士が地域の中小企業や商店の事業者のみなさまに有効な経営情報の提供や経営相談等を通じたコンサルティング業務の充実に努めています。平成10年に設置して以来、令和4年度までに260件の地元中小企業や商店の企業診断を実施し、経営体質強化のお手伝いをしています。また地域のすべてのお客さまのために、顧問弁護士や顧問税理士による無料法律・税務相談を毎月定例で実施、相続・遺言相談は随時個別開催しています。

経営相談

法律・税務相談

相続・遺言相談

経営情報提供

財務分析サービス

金融円滑化への取組みについて

地域金融円滑化のための基本方針

中南信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下などによる、必要な態勢整備を図っています。

○地域への金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的として、「金融円滑化管理方針」及び「金融円滑化管理規程」を平成22年2月1日に制定しました。

○金融円滑化に係るお客さまからの相談に真摯に対応するため、各営業店に相談窓口を設置するとともにお客さまの対応責任者を選任しています。

○中小企業診断士が在籍する経営情報センターを中心として、お客さまの経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに対してきめ細やかな支援を行っています。

○経営情報センターを中心として、創業実現のお手伝いをする創業支援、各種分析手法を用いて改善案等を提案する企業診断、お客さまのビジネスニーズを信用金庫のネットワークを駆使し情報を提供するビジネスマッチングサービスなど、お客さまの付加価値向上に資する多面的な機能・サービスを提供しています。

○お客さまのニーズに応えるため、経営情報センターにて、特定期間を設け、経営相談会を実施しています。

中小企業の経営改善及び地域活性化への取組み

応援します！

経営とくらしのセンター

ちゅうなん 経営情報センター



経営情報センターは、企業経営や暮らしのなかで起こる、さまざまなご相談にお応えするために生まれた地域の皆さまの相談窓口です。ご相談はすべて無料で承っております。

中小企業診断士等が経営革新・経営改善に向けたお手伝いをいたします！

企業診断 … 貴社のご要望に応じた調査・分析・検証等を行い、企業経営をサポートし、改善策をご提案します。

例えば…

- 生産管理 ……生産体制の合理化・効率化等に向けた診断を実施し、改善策をご提案します。
- 品質管理 ……品質管理体制や標準化等に向けた取組みを評価し、改善策をご提案します。
- 労務管理 ……賃金体系や社員モラールなど人事労務に関する分析、改善策をご提案します。
- 店舗・施設管理 ……設備投資計画等の採算性や店舗レイアウトの考察を行い、改善策をご提案します。
- 市場分析 ……統計資料からの分析や貴社のお客さまに対するアンケート等を代行します。

簡易財務診断

… 財務諸表からキャッシュ・フロー分析や比率分析を実施し、貴社の現状や問題点等をご報告します。

企業のライフサイクルにあわせたご相談に応じます！

創業・新事業のご相談

事業戦略のご相談

知的財産に関するご相談

M&Aのご相談

例えば…

- 開業計画策定について…
- 現状の問題点や課題について…
- 特許や商標、知的財産について…
- 事業承継や規模の拡大について…etc.

※株式会社日本政策金融公庫や公益財団法人神奈川産業振興センター、INPIT 神奈川知財総合支援窓口等さまざまな機関と連携して貴社をサポートする体制を整えています。

中南信用金庫 経営情報センター

〒259-1132 伊勢原市桜台1丁目16番12号 TEL 0463-93-2120 FAX 0463-93-2361
【営業時間】 平日 午前9:00～午後3:00 <https://www.shinkin.co.jp/chunan/>



● ほかにも いろいろ ●

ちゅうなん経営情報センターの相談・情報提供サービス

地域の生の景況感をお伝えします!

ちゅうなん景気動向調査

地元の企業の皆さんにご協力いただき、
地域の“生の景況感”を報告書として取
りまとめ年4回発信します。



外部の専門家が直接ご相談に応じます!

顧問弁護士による無料法律相談

毎月第2木曜日 10:00～12:00(要予約)

相談事例:債権の回収について、相続について…など

顧問税理士による無料税務相談

毎月第2・第4水曜日 10:00～12:00(要予約)

相談事例:相続・贈与について、確定申告について…など

当金庫提携先 株式会社朝日信託による無料相続相談

随時個別相談(要予約)

相談事例:遺言信託について、相続の注意点について…など

お客様のライフプランを作成します!

ライフプラン作成サービス

お客様の生活設計に合わせた収支
計画を作成します。また、将来の生活設
計実現にむけた、ライフプラン提案書も
あわせて作成します。



※無料法律・税務・相続相談をご希望のお客さまは事前にご予約
が必要です。

※くわしくは経営情報センターまたは最寄りの営業店までお問い合わせください。



お気軽にご利用いただける ちゅうなん経営情報センターの各施設

ロビーで、ご自由に情報検索が可能です!

パソコン検索コーナー

3台のパソコンをロビーに常設しています。

お気軽にお立ち寄りください!

図書コーナー

各種図書、雑誌のほか新聞4紙などを取り揃えています。

主な業務連携・提携等のネットワーク

- 経営相談 (公財)神奈川産業振興センター
神奈川県よろず支援拠点
(一社)神奈川県中小企業診断協会
しんきん地域創生ネットワーク(株)
- 再生支援 神奈川県中小企業活性化協議会
- 創業支援 (株)日本政策金融公庫
- 事業承継 神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター
- M&A 信金キャピタル(株) 他
- 特許・商標 INPIT 神奈川知財総合支援窓口
- 創業支援 平塚市、伊勢原市、厚木市等

お気軽にご相談・ご活用ください。



社会的責任と貢献活動(地域とのふれあい)

当金庫は、金融機能の提供にとどまらず、地域社会の活性化に貢献できるよう努めています。

6月1日～30日 「第10回ビジネスマッチング withかながわ8信金」を合同開催し、コロナ禍におけるビジネスマッチングとして、商談会専用ホームページでの個別商談の機会を提供しました。



6月15日 「信用金庫の日」にあわせ、献血・募金活動を実施しました。



7月1日～9月30日 茅ヶ崎支店にて「アロハビズ」を実施しました。



10月1、2日

「第55回記念伊勢原観光道灌まつり」に参加しました。



10月3日 神奈川県水源環境保全・再生基金へ
「かながわ水源事業応援定期預金」に係る寄附をしました。



10月4日

大磯町観光協会へ「東海道御宿場印めぐり」に係る御宿場印等を寄贈しました。



10月23日 小学生を対象とした職業体験イベント「ぶちおおいそ2022」に金融機関ブースとして参加しました。



11月26日 「大磯まつり」に参加しました。



2月3日 「SCBふるさと応援団」に係る寄附金贈呈式に出席しました。



SDGsへの取組み

当金庫は、国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念への賛同を地域社会に向けて表明するために令和元年12月24日、「中南信用金庫『SDGs宣言』」を策定、公表しました。「地域共創」の経営理念のもと、地域金融機関として心のこもった金融サービスを通じ、地域の繁栄と創造に貢献し持続可能な社会の実現に向け取り組んでまいります。



1. 金融仲介機能の発揮

- 金融仲介機能の強化
- 事業者との連携



- 経営情報センター（創業・経営・事業承継支援、M&A、人材採用支援、ビジネスマッチング、補助金や認定取得支援など）
- インターネットバンキング、しんきんバンキングアプリサービス
- 創業アシストローン、創業支援融資
- 全国の信用金庫・外部機関との連携
- 地公体・商工会議所・商工会との連携（商工業者等の支援に向けた連携と協力に関する協定、創業支援等事業計画（各市町）など）

2. 持続性ある地域の確立

- 地域の活性化
- 安心・安全な地域づくり



- 献血、募金活動（信用金庫の日）
- バリアフリー化（スロープ、点線鉄、車いす駐車場）
- 体の不自由な方への対応（車いすの寄贈、視覚障がい者対応ハンドセット付ATM、みんなのトイレ、杖ホルダー、認知症サポート）
- 個人ローン商品（福祉プラン、教育ローン）
- 子どもの職業体験、インターンシップ
- 法律・税務・相続の無料相談
- 地域見守り活動に関する協定書、地域安全に関する協定、こどもSOS
- 地域行事への参加
- アロハビズの実施（1店舗）
- 神奈川県水源環境保全・再生基金への寄附
- リバースモーゲージローン
- WEB完結型ローン
- マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策
- 振り込め詐欺未然防止
- 「東海道御宿場印めぐり」への協力
- 「SCBふるさと応援団」（信金中央金庫による地域創生推進スキームに係る寄附対象事業）への推薦
- グルメ観光マップの作成
- 移住・定住の促進、空き家問題への取組み
- 「大磯らしい潤いづくり協議会」への参画

3. 職場環境の整備

- 人材育成
- 働きやすい職場環境



- 女性職員の涉外係、融資係への配置
- 産前・産後休業、育児休業（男性含む）、短時間勤務制度
- 女性職員の制服廃止
- 研修システム（eラーニングシステムの実施）、メンター制度
- 昼休業の導入（一部店舗）、ノー残業デー、長期リフレッシュ休暇、バースデー休暇
- 職員アンケートの実施
- 夏季の渉外活動の見直し（気候変動への対策）
- セクハラ・パワハラ等相談窓口、育児・介護休業等相談窓口の設置
- 継続的な障がい者雇用の実施

4. 地球温暖化への対応

- 地球温暖化対策



- 電力需要対策、通年ノーネクタイの実施、ソーラーパネルの設置、LED照明の導入
- エコカーローン、エコリフオームローン
- ESG設備応援ローン
- 地域脱炭素応援融資（一般社団法人環境パートナーシップ会議による利子補給事業に基づく）
- エコ関連粗品、通帳・証書カバー
- ペーパーレス化の推進（窓口支援システムの導入）
- デジタルサイネージ（電子看板）導入によるポスター等の削減
- 再生紙を利用した現金封筒
- 不要になった文書類のリサイクル
- 渉外活動における電動アシスト自転車の導入
- 地震防災訓練（災害用備蓄品の配備）
- グリーンボンドへの投資
- 高麗山清掃

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2016年から2030年までの国際目標のことです。地球上の「誰一人として取り残さない」ことを基本理念とし、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

内部統制基本方針について

内部統制基本方針

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定めています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令遵守を実現するための具体的な手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、コンプライアンスの統括管理を行う部署として総務部コンプライアンス係（以下、「統括部門」という）を設置する。
- (2) 不正行為等の早期発見と是正を行うために、「不祥事件の報告及び取扱いに関する規程」を策定し、統括部門に不祥事件の報告・相談窓口を設ける。統括部門は庫内法務問題を一元管理し、事業活動における法令・企業倫理・庫内規則等の遵守を確保する。
- (3) 職員の法令及び定款違反行為については、業務執行部門から独立した監査部が、統括部門とも連携を取りつつ、その内容を調査し、結果を代表理事及び理事会に報告する。
- (4) 統括部門は、コンプライアンス・マニュアルを全役職員が常時閲覧できるよう保存・管理するほか、毎年コンプライアンス・プログラムを策定する。その徹底を期すため本部各部署及び各営業店にコンプライアンス担当者を置く。
- (5) 本部各部署及び各営業店は半期に1回以上コンプライアンス勉強会を実施する。コンプライアンス担当者は定期的にチェックリストによりコンプライアンス遵守状況を確認する。常勤役員については、理事長がこれを行う。
- (6) 営業店の業績表彰に当たり、コンプライアンスに大きな問題があると認められた営業店は、表彰対象から外す扱いとする。
- (7) 統括部門にコンプライアンスに関する報告や相談を電話、電子メール等で気軽に行える内部通報の仕組を設ける。
- (8) コンプライアンス上、重大な違反をした職員に対する処分は、賞罰委員会の答申を受け、常務会において協議したうえで、理事長が決定する。なお、その処分については、関係法規及び就業規則に基づき決定する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行状況に関する情報については、「文書取扱要領」に基づき、各種会議の議事録及び稟議書等を作成する。これらの文書については、理事及び監事が常時閲覧できるよう保存・管理する。
- (2) 当金庫の役職員は、「文書取扱要領」及び「電子情報管理要領」等の規程に基づき、必要な情報を適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理に関する基本方針」を策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定する。
- (2) 当金庫のリスク全般に係る統括部署（以下、「リスク統括部署」という）及びリスクカテゴリー毎の主管部署並びに担当部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。また、ALM委員会規程に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関する部門を「ALM委員会」とする。
- (3) リスク統括部署は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて隨時常務会に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会及び理事会に速やかに報告する。
- (4) 監査部は、リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常務会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程（及び同付議基準）」及び「常務会規程（及び同付議基準）」に定める。
- (2) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践する。
- (3) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常務会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、監査部の職員を、監事を補助すべき職員として指名することができる。
- (2) 監事を補助すべき職員の配置に当っては、キャリア等を十分に考慮した配置とする。

6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助職員の確保、その人事権及び懲戒処分に関する事項
 - ①理事会は、監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その職務を補助すべき監査部の職員を配置する。
 - ②理事は、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分の決定については、予め監事に同意を求める。

(2) 補助職員の指揮命令権に関する事項

監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けない。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事及び職員(以下、「理事等」という)は、理事会その他監事の出席する重要な会議において、隨時その職務の執行状況の報告を行う。
- (2) 理事等は、当金庫若しくは子会社等に著しい損害を及ぼす事実等、当金庫に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監事に報告を行う。
- (3) 監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事等に対して説明を求めることができる。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、監査部、統括部門、子会社の取締役等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。
- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。
- (3) 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

9. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けない旨の方針や規程等の整備
 - ①不祥事件の報告・相談窓口等を利用して、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、これを不祥事件の報告及び取扱いに関する規程に定めたうえで当該規程の内容を役職員に周知する。
 - ②上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (2) 監事への報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制の整備「不祥事件の報告及び取扱いに関する規程」において、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
- (3) 監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けた場合における金庫としての対応上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、「不祥事件の報告及び取扱いに関する規程」や「就業規則」等に則り厳格に処分する。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査費用の前払いや償還に関する方針や規程の整備
 - ①監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ②不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用するなどを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (2) 監査費用の予算の計上
 - ①経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要する。
 - ②監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

11. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の理事が兼務する。
- (2) 子会社社長は、重要な業務の執行状況を定期的に代表理事・担当理事及び監事に報告する。
- (3) 監査部が子会社の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査した結果を代表理事、常務会に報告するとともに概要を定期的に理事会に報告する。

リスク管理の態勢について

リスク管理の態勢

金融の自由化、国際化、証券化の進展に伴い、金融機関を取り巻く各種リスクがますます増大しています。こうした状況下、今後とも継続して地域に貢献していくためには従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。当金庫では、リスク管理の強化を重要課題として位置づけ、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーションナルリスク（事務リスク、システムリスク他）について対象リスクごとに主管部署を定め、リスク管理項目ごとに担当部署を明確にすることにより、金融環境の変化に柔軟に対応できる体制の構築を日々進めています。また、金融庁検査・日銀検査も定期的に行われています。

信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。信用リスクについては厳正な審査基準に基づき融資を行っているほか特定の業種やお客さまに偏ることのないよう、バランスを取り、分散をはかることに留意しています。

市場関連リスク管理

市場リスクとは、金利、価格、為替等の変動により、保有資産の価値が変動し損失を受けるリスクであり、それに付随する信用リスク等の関連リスクを含めたリスクを市場関連リスクといいます。当金庫では、常務会に直結する機関としてALM委員会を設け運用・調達方針を策定し管理しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクおよび市場流動性リスクにより、損失を受けるリスクのことです。流動性リスクについては、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しています。

オペレーションナルリスク管理

オペレーションナルリスクとは、内部手続き、人、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことで、リスク要因は広範に存在します。当金庫では、お客さまに安心してお取引していただくために、事務リスク、システムリスクについては、特に重要度の高いリスクであると認識しています。

○事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失を受けるリスクのことです。事務リスクに対して当金庫は監査機能の充実・強化に努めており、監査部が各営業店に対し、定期的に立入り監査を実施して事務処理や事務管理状況をチェックするとともに事故防止のための適切な指導を行っています。

○システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害又は誤作動、システムの不備、不正使用等により損失を受けるリスクのことです。当金庫では、金融機関のコンピュータシステムの安全対策は、信用秩序の維持のために欠くことができないことを十分認識し、情報資産の保護を図るための管理体制を日々構築しています。

お客さまに「安心」「安全」にお取引いただくために

コンプライアンスの態勢

自由、公正かつ国際的な金融システムへの変革に向け、ルール遵守の重要性が高まる中、経営環境の変化に対応した金融機関の経営倫理及びその管理体制の確立が求められており、高い倫理感と遵法精神を組織に浸透させる必要があります。当金庫では本部にコンプライアンスの統括部署を設置し、本部各部及び営業店に対する法令等遵守の徹底を図っています。全職員を対象にした冊子「事例に学ぶ信用金庫職員のコンプライアンス」の配付や役員はじめ上級職員に対する通信教育、集合研修及びコンプライアンス・オフィサー検定の実施等により、地域社会から信頼される金融機関であるために、法令等を遵守した日々の着実な業務運営に努めています。また、当金庫は顧客保護に関する基本的な方針として「顧客保護等管理方針」を策定し、お客さまの正当な利益の保護及び利便性の向上に努めています。

金融ADR制度への対応

苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店又は総務部(電話:0463-61-2615※担当部署にお繋ぎいたします)にお申し出ください。

紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部又は全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)並びに関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等や神奈川県弁護士会(電話:045-211-7716)の紛争解決センターにお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

なお、前記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京三弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫総務部」にお尋ねください。

お客さまに「安心」「安全」にお取引いただくために

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - イ 当金庫が契約(預金契約等の普通取引約款による定型的取引や定型的なローン取引を除く。以下この条において同じ)等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ロ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立又は競合する相手と行う取引
 - ハ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) イからハのほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引又はお客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法
 - (3) 対象取引又はお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性を定期的に検証します。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧説の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧説を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧説は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧説について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせ下さい。

貸出運営についての考え方

地域金融機関としての使命

当金庫は、地域の中小企業、商店ならびに一般のご家庭での資金ニーズにお応えすることを第一の目的として、地元の中小企業、商店、地域の個人の方々にご融資しています。お客様のご預金はご融資というかたちで地域の発展、個人家計の充実に大変役立っています。

中小企業の健全な発展を支援する融資体制

企業をとりまく環境がドラスチックに変化する中、将来を見据えた経営戦略がなければ、どんな資金もその力を十分に発揮することはできません。当金庫では将来にわたって生きる資金ニーズに応えることこそ、眞の顧客サービスであり、経営支援であると考え、一步踏み込んだ融資体制でお応えすることを目指しています。また、さまざまな情報提供等を通して継続的な経営支援を行っています。個人向け融資においてはハウスローン、カーライフプラン、教育ローン等の商品により、多様な資金ニーズにお応えしています。

中小企業の発展をサポートする法人担当渉外

景気低迷によって、地域経済を支える中小企業にも大きな変革が求められています。当金庫では中小企業のさまざまなニーズにきめ細かくお応えするため、法人担当渉外を配置しています。企業の財務全般にわたる高度な知識を身につけた担当者が、融資のご相談等に万全の体制でお応えできるよう人材育成に努めています。

預金ガイド

あづけてべんり

●普通預金

おサイフがわりにカンタンに出し入れができる預金です。暮らしの合理化と家計管理にきっとお役に立ちます。キャッシュカードの利用もできます。給与・年金等の自動受取りや公共料金等の自動支払いなどのサービスが利用できます。

●無利息型普通預金

預金保険制度により全額保護される預金です。現在ご利用中の普通預金をそのまま変更でき、個人の方は総合口座もご利用いただけます。お利息はつきません。

●総合口座

「定期預金」「定期積金」「普通預金」を1冊の通帳にパックした口座です。この一つの通帳で、預ける・支払う・受取る・ふやす・ためる・借りる・しんきんネットキャッシュサービスの7つの便利なサービス機能をご利用いただけます。定期預金・定期積金残高の90%以内、最高500万円までの自動融資が利用できます。

●当座預金

会社やご商売に欠かせない預金です。代金の決済に小切手や手形をご利用いただき現金授受の手間や危険もなく能率的です。

●納税準備預金

納税のために日頃から計画的にご準備いただく預金です。お利息が優遇され、しかもお利息には税金がかかりません。

●通知預金

短期間でもまとまったお金をムダなく有利に活かせます。1万円以上の余裕金でしたら、7日間以上お預かりいたします。お引出しの際は、2日前までにご連絡ください。

●貯蓄預金(金額階層別金利型)

普通預金感覚でいつでも払い戻すことができ、預け入れ残高が多いほど、金額段階別に金利が優遇されます。普通預金と貯蓄預金の間で振替えができるスwingサービスについて使いながら有利に増やすことができます。

ふやす

●定額複利預金

お預け入れ金額は1万円以上で1円単位1,000万円未満の半年複利。金利は、その時々の金融情勢、お預け入れ金額、期間を考慮した上で決定いたします。最長預入期間は5年で、6ヶ月たつたらいつでもお引出しOK。しかも1万円以上のお一部お引出しありもできます。総合口座組入もできます。

●スーパー定期

お預け入れ金額は1,000円以上で1円単位ですので、お手持資金の運用に最適です。金利は、その時々の金融情勢、お預け入れ金額、期間を考慮した上で決定いたします。お預け入れ期間は1ヶ月以上5年以内であれば、ご自由に設定いただけます。1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年ものは自動継続もできます。総合口座組入もできます。

●期日指定定期預金

お預け入れ金額は1,000円以上で1円単位300万円未満の1年複利。金利は、その時々の金融情勢、お預け入れ期間を考慮した上で決定いたします。最長預入期間は3年で1年たつたら1か月前までに期日をご指定いただければ、いつでもお引出しがOK。しかも1万円以上の一部お引出しができます。総合口座組入もできます。

●変動金利定期預金

お預け入れ金額は、1,000円以上で1円単位です。お預け入れ期間は、1年、2年、3年の定型方式と1年超3年未満で満期日が指定できる満期日指定方式がございます。金利は、6か月毎に変更され、半年複利型(個人の方のみ)は半年毎のお利息をそのまま複利運用され、満期時にまとめてお受取りいただけます。

●金利優遇年金定期預金・おもと(万年青)

当金庫で、公的年金を受け取っておられる方を対象に1人につき100万円を限度としてスーパー定期1年物の金利に上乗せする優遇定期預金です(金利情勢により上乗せ利率の見直しを行う場合があります)。

ためる

●スーパー積金

スーパー積金は、これまでの貯める力に、ふえる力もさらにアップ。利率はその時々の金融情勢を考慮して決定。ムリなくマイペースで貯められます。

●楽楽定期積金

お預け入れ期間を6か月から60か月の1か月単位でご指定いただき、ご希望月に満期金(掛込金とお利息)をお受取りいただけます。掛金の増額月を年3回まで指定可能で、増額月ごとに掛込金額指定ができます。

●ビジネス応援積金

法人、個人事業主の方を対象に掛金2~10万円以内を限度として、スーパー積金の金利に上乗せする優遇定期積金です(金利情勢により上乗せ利率の見直しを行う場合があります)。

●財形貯蓄

お給料・ボーナスからの天引きにより、定期的に預けいただく預金です。住宅財形・年金財形あわせて、お一人さま元金550万円まで非課税扱いも受けられます。

まとめた資金の運用に

●大口定期預金(1,000万円以上)

お預け入れ金額は1,000万円以上で1円単位ですので、1,000万円以上のまとめた資金運用に最適です。金利は、その時々の金融情勢、お預け入れ金額、期間を考慮した上で決定いたします。お預け入れ期間は1か月以上5年以内であれば、ご自由に設定いただけます。1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年ものは自動継続もできます。総合口座組入もできます。

主な商品・サービスのご案内

融資ガイド

	ローンの種類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
住宅関連ローン	住宅ローン	ご本人又はご家族の居住を目的とした宅地及び建物の購入、新築資金、マンションの購入、リフォーム、他行住宅ローン借換え等	(一社)しんきん保証基金 全国保証(株) 1億円以内 (株)クレディセゾン 2億円以内	(変動金利型) 40年以内 (固定金利選択型3年・5年) 40年以内 (特約期間固定金利型3年・5年・10年) 40年以内 (長期固定金利型) 30年以内 (変動金利型) 50年以内 (固定金利選択型3年・5年) 50年以内 (特約期間固定金利型3年・5年・10年) 50年以内 (長期固定金利型) 30年以内
	中南無担保住宅ローン	ご本人が居住し、ご本人若しくはそのご家族が所有、又はご家族が居住しご本人が所有する住宅の新築・購入資金、リフォーム資金、他行住宅ローン借換え等	2,000万円以内	(変動金利型) 20年以内
目的別ローン	中南カーライフプラン ^{※1}	ご本人又はご家族の自家用車購入、車検、修理費、運転免許取得費用、他金融機関等の自動車ローン借換え等車に関する資金	1,000万円以内	(固定金利型) 10年以内
	中南エコカーローン	エコカー購入資金	1,000万円以内	(固定金利型) 10年以内
	中南教育プラン ^{※1}	ご子弟の学校納付金等教育資金	1,000万円以内	(変動金利型) 16年以内
	中南ドクター教育ローン	医学部・歯学・獣医学部にかかるご子弟の学校納付金等教育資金	1,000万円以内	(変動金利型) 16年以内
	ちゅうなん教育カードローン	ご子弟の学校納付金等教育資金	50万円型～500万円型	(変動金利型) 14年9か月以内 ^{※2} (1年毎自動更新)
	中南リフォームプラン	ご本人が居住し、ご本人若しくはそのご家族が所有、又はご家族が居住しご本人が所有する住宅のリフォーム資金等	1,000万円以内	(変動金利型) 15年以内
	中南エコリフォームローン	家庭用高効率給湯機器、太陽光発電設備の購入、購入機器の設置を伴う増改築資金	1,000万円以内	(変動金利型) 15年以内
	中南福祉プラン	ご家族のための介護機器購入・設置費用など介護に関する資金	500万円以内	(固定金利型) 10年以内
	中南オートローン	ご本人又はご家族の自家用車購入、車検、修理費、運転免許取得費用、他金融機関等の自動車ローン借換え等車に関する資金	1,000万円以内	(固定金利型) 10年以内
	ちゅうなん職域サポートローン ^{※1.3}	ご本人又はご家族の自動車関連資金、住宅・リフォーム関連資金	500万円以内	(固定金利型) 10年以内
お使いみち自由ローン	中南タイムリー	自由(事業性資金も可)	500万円以内	(固定金利型) 10年以内
	グッドライフ1000	自由(ただし事業性資金は除く)	1,000万円以内	(固定金利型) 10年以内
	中南フリーローン		500万円以内	(固定金利型) 10年以内
	中南シニアライフローン		100万円以内	(固定金利型) 10年以内
	ちゅうなん職域フリーローン ^{※1.3}	自由(事業性資金も可)	500万円以内	(固定金利型) 10年以内
	ちゅうなんリバースモーゲージローン	自由(ただし投機資金は除く)	1億円以内	(変動金利型) 終身 (1年毎自動更新)
	住宅ローン利用者専用カードローン「住宅ローンプラス」	自由(ただし事業性資金は除く)	200万円型、300万円型	(固定金利型) 3年(自動更新)
	中南カードローン		30万円型、50万円型、100万円型	(固定金利型) 3年(自動更新)
	カードローンパートナー		30万円型、50万円型、100万円型、200万円型、300万円型	(固定金利型) 3年(自動更新)
	カードローンちゅうなんきゃっする		50万円型～900万円型	(固定金利型) 3年(自動更新)

※1 お申込みからご契約までインターネット上で完結する、WEB完結型のお取扱いもございます。

※2 医学部・薬学部等の6年制大学等は16年9か月以内となります。

※3 「ちゅうなん職域サポート制度」ご利用事業先の役員及び従業員の方に限りご利用いただけます。

●事業者向け各種融資制度

- 手形割引／商業手形の現金化に
- 手形貸付／短期の運転資金に
- 証書貸付／長期の運転資金や設備資金に
- 当座貸越／定期預金、不動産担保で当座の積極的なご活用に
- 一括支払システム専用当座貸越／手形支払に代えて、専用口座への振込、必要資金は当座貸越で

●事業資金の融資

- 季節資金／季節的な事業資金やボーナス資金に
- 長期資金／工場設備や事業用土地生産設備等の長期・多額に必要な資金に
- 短期資金／商品の仕入、買掛金の支払等、一時的な事業用資金に
- 特別資金／上記以外で必要な資金に
- 神奈川県中小企業融資制度
- 各市町中小企業融資制度

(大磯町・二宮町・中井町・平塚市・伊勢原市・茅ヶ崎市・厚木市・小田原市)

●特別融資・制度

■ワイドローン

- お使いみち　自由
- ご融資金額　3,000万円以内
- ご融資期間　20年以内
- 担保必要・団体信用生命保険加入

■しんきんかながわ応援団

- お使いみち　運転資金・設備資金
- ご融資金額　5,000万円以内
- ご融資期間　10年以内
- 神奈川県信用保証協会保証付

■ちゅうなんESG設備応援ローン

- お使いみち　環境保全のための設備資金
- ご融資金額　各融資制度により異なる
- ご融資期間　各融資制度により異なる
- 神奈川県信用保証協会保証付

■ちゅうなん納税支援融資

- お使いみち　納税資金
- ご融資金額　納税金額以内
- ご融資期間　1年以内

■ちゅうなん税理士当座貸越制度

- お使いみち　運転資金
- ご融資金額　個人…1,000万円以内
法人…社員税理士数×1,000万円かつ3,000万円以内
- ご融資期間　1年
- 担保不要

■ちゅうなん職域サポート制度

本制度を導入した事業所の役員さま・従業員さまに対し、各種ローン商品の金利優遇を行います。

■ちゅうなん融資取引先紹介制度

ご紹介によって初めて融資を受ける方やご紹介者さまに対し、各種ローン商品の金利優遇を行います。

●代理貸付業務

- 一般事業資金／信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫
- 倒産関連防止資金の貸付／独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 小規模企業共済契約者貸付／独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 住宅建設・購入する方に／信金中央金庫
- 国の教育ローン／株式会社日本政策金融公庫

●その他斡旋業務

お取扱いのご相談を承っています。

- リースの取扱／しんきんリース株式会社

主な商品・サービスのご案内

各種商品ガイド

生命保険商品	生命保険は下記の商品を取扱っています。 ○ゆとりある老後の資産づくりのための個人年金 ○ご子弟の教育資金準備のための学資保険 ○生涯の死亡保障が約束された終身保険 ○病気やケガの治療にかかる経済的負担を保障するための医療・がん保険
火災保険商品	火災保険は下記の商品を取扱っています。いずれも集団加入扱いによる保険料割引と充実した保障内容がおすすめのポイントです。 ○住宅ローンをご利用されるお客さま向けの「しんきんグッドすまいる」 ○事業用建物のオーナーさま、アパート経営者さま向けの「しんきんオーナーの火災ほけん」
投資信託	幅広い資産運用のご要望にお応えするため、投資信託を全店舗にて取扱っています。多彩なラインナップ（令和5年3月末現在17銘柄）から、お客さまのニーズに合った商品をお選びください。
国債	長期利付国債と個人向け国債を取扱っています。個人向け国債の口座管理手数料はかかりません。
個人向け信託	信金中央金庫による元本保証により高い安全性を確保するとともに、信託機能の活用によりお客さまの円滑な相続・生前贈与のニーズにお応えするものです。
個人型確定拠出年金(iDeCo)	「じぶんでつくるじぶんのための年金」です。長期に積み立て、運用することで、無理なく老後資金の準備ができます。

各種サービスガイド

自動支払い	公共料金、授業料、税金、各種クレジット利用代金などを預金口座から自動支払いのお取扱いをします。支払いに行く手間がはぶけ、大変便利です。
給与振込	毎月のお給料やボーナスが、勤務先から直接お客さまの預金口座に振込まれるシステムです。キャッシュサービスをあわせてご利用いただくと一層便利です。
年金自動受取り	厚生年金や国民年金などの各種年金が一度の手続きで毎回自動的にお客さまの預金口座に振込まれます。大切な年金をいち早く安全確実にお受け取りになれます。
内国為替業務	オンラインにより、全国各地への振込・代金取立等を迅速・安全・確実にお取扱いします。
夜間金庫 貸金庫	24時間ご利用いただける夜間金庫。大切な財産、貴重品、重要書類などを厳重に保管する貸金庫をご用意しています。
インターネット バンキングサービス	当金庫に出向くことなく、パソコンやスマートフォンから口座の残高照会、入出金明細照会、お振込等ができる大変便利です。
スマートフォン向け バンキングアプリサービス	口座残高や入出金明細が確認できる個人のお客さま向けスマホアプリです。
デビットカードサービス	当金庫のキャッシュカードでJ・Debit加盟店にて、端末にカードを通しCD・ATMでお使いの暗証番号を入力するだけで、お買物やご飲食のご利用代金をお客さまの口座から即時に決済でき、大変便利です。
スポーツくじ 払戻業務	スポーツくじチケットの払戻業務のお取扱い。 取扱店舗は本店・旭・四之宮・伊勢原・平塚・茅ヶ崎・厚木南の各本支店。
電子記録債権サービス	電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する決済サービスです。

その他、両替、金の窓口販売、企業診断、簡易財務診断、経営相談、税務相談、法律相談、相続・遺言相談等のサービスを行っています。

主な手数料一覧

ATM手数料

◇ATM利用手数料(入出金)

令和5年6月30日現在

	取扱時間	8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	20:00
当金庫 発行カード	平日	入金 出金		無 料				
	土曜日	入金 出金		無 料				
	日・祝日	入金 出金		無 料				
他信用金庫 発行カード	平日	入金 出金	110円		無 料		110円	
	土曜日	入金 出金	110円		無 料	110円		
	日・祝日	入金 出金		110円				
提携金融機関 発行カード	平日	入金 出金	220円		110円		220円	
	土曜日	入金 出金	220円		110円	220円		
	日・祝日	入金 出金		220円				
ゆうちょ銀行 発行カード	平日	入金 出金	220円		110円		220円	
	土曜日	入金 出金	220円		110円	220円		
	日・祝日	入金 出金		220円				

ATM利用手数料に関するご注意

- 提携金融機関のキャッシュカードによる入金は、第二地方銀行、労働金庫、信用組合発行のカードが対象となります。
- 上記利用手数料には、消費税が含まれます。
- 当金庫のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行のATMをご利用の場合は、平日の8:45～18:00、土曜日の9:00～14:00は110円(税込み)、それ以外の時間帯は220円(税込み)の利用手数料がかかります。
- ご利用日・ご利用時間はATMコーナーにより一部異なります。

◇ATM振込手数料(1件につき)

		振込金額	当金庫キャッシュカード		現金又は 他金融機関キャッシュカード	
			会 員	非会員		
中南あて	同 店 内	5万円未満	無 料		110円	
		5万円以上			220円	
	他 店	5万円未満	110円		220円	
		5万円以上	220円		330円	
中栄信金あて		5万円未満	110円		220円	
		5万円以上	330円		330円	
他金融機関あて		5万円未満	385円		385円	
		5万円以上	440円	550円	550円	

※当金庫のキャッシュカードを使用して振込をした場合、カード発行店舗を振込元店舗とした振込手数料をいただきます。

※会員の振込手数料(他金融機関あて5万円以上の振込の場合)は、当金庫の出資会員さまの預金口座(通帳表紙面に印字された口座番号の後に*の表示があるもの)のキャッシュカードを使用して振込をした場合に適用されます。

現金又は他金融機関のキャッシュカードを使用して振込をした場合、
ご利用時間によりATM振込手数料のほか下記のATM利用手数料をいただきます。

◇ATM利用手数料(振込)

		取扱時間	8:00	8:45	9:00	14:00	17:00	18:00	20:00
		平日	110円		無 料		110円		
現金振込又は 他信用金庫発行カード		土曜日	110円		無 料	110円			
		日・祝日		110円					
提携金融機関 発行カード		平日	220円		110円		220円		
		土曜日	220円		110円	220円			
		日・祝日		220円					

ATM振込に関するご注意

- 口座なし等の理由により振込資金が返却となった場合、振込手数料は返却しません。
- 振込契約成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店において組戻しの手続きが必要になります。組戻しの受付にあたっては、組戻手数料(本支店間分330円(税込み)、他金融機関分660円(税込み))をいただきます。この場合、振込手数料は返却しません。なお、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。詳細については、当金庫「振込規定」をご覧ください。
- 上記振込手数料、利用手数料には、消費税が含まれます。
- ATMで10万円を超える現金のお振込みは出来ません。
- ご利用日・ご利用時間はATMコーナーにより一部異なります。

主な手数料一覧

内国為替手数料

令和5年6月30日現在

手 数 料 種 類			金額(税込)	摘要
振込 (窓口)	中南 あて	同店内	5万円未満 1件につき	110円
			5万円以上 1件につき	330円
	他店		5万円未満 1件につき	220円
			5万円以上 1件につき	440円
	他金融機関 あて	中栄信金	5万円未満 1件につき	220円
			5万円以上 1件につき	440円
		他金融機関	5万円未満 1件につき	605円
			5万円以上 1件につき	770円 当金庫会員の方605円
代金取立	電子交換所	1件につき	440円	
振込組戻	本支店間	1件につき	330円	
	他金融機関	1件につき	660円	
取立手形組戻	本支店間	1件につき	330円	
	他金融機関	1件につき	660円	
店頭呈示	1通につき (ただし、660円を超える実費を 要する場合は合計金額による)		660円	
不渡手形返却	1件につき	660円		
為替自動送金事務取扱手数料	1件	55円		

その他の手数料

令和5年6月30日現在

		金額(税込)	摘要
再発行手数料	(通帳等)	1,100円	1 冊につき
	(キャッシュカード等)	1,100円	1 枚につき
各種証明書発行手数料(残高証明書他)		440円	1 通につき
夜間金庫利用手数料(預入袋4個)		39,600円	年 額
円貨両替手数料	ご希望受取枚数又はお持込み枚数のいずれか多い枚数		
	1枚～50枚	440円	下記条件により一日一回無料*
	51枚～1,000枚		
	以降1,000枚毎に440円加算		
硬貨入出金手数料	1日に複数回お取引する場合は、合算した硬貨枚数		
	1枚～500枚	無料	
	501枚～1,000枚	440円	
	以降1,000枚毎に440円加算		

*円貨両替手数料(1枚～50枚)については、両替機は本人名義キャッシュカード利用、窓口は本人名義通帳・キャッシュカード等の提示により一日一回無料で利用できます。

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく ディスクロージャーの記載事項

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
①組織図	7
②役員一覧	7
③事務所の名称及び所在地	58～59
2. 金庫の主要な事業の内容	5
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	12～13
(2)最近5年間の主要な経営指標の推移	46
①経常収益	
②経常利益	
③当期純利益	
④出資総額及び出資総口数	
⑤純資産額	
⑥総資産額	
⑦預金積金残高	
⑧貸出金残高	
⑨有価証券残高	
⑩単体自己資本比率	
⑪出資に対する配当金	
⑫職員数	
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益及び業務粗利益率	46
イ.資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支	46
ウ.資金運用収支の内訳	47
エ.資金利潤	47
オ.受取・支払利息の増減	46
カ.総資産経常利益率	47
キ.総資産当期純利益率	47
②預金に関する指標	
ア.預金積金及び譲渡性預金平均残高	40
イ.定期預金残高	40
③貸出金等に関する指標	
ア.貸出金平均残高	40
イ.貸出金残高	41
ウ.貸出金の担保別内訳、債務保証見返の担保別内訳	41
エ.貸出金使途別残高	41
オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	40
カ.預貸率の期末値及び期中平均値	47
④有価証券に関する指標	
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	44
イ.有価証券の種類別の残存期間別残高	44
ウ.有価証券の種類別の平均残高	44
エ.預託率の期末値及び期中平均値	47
4. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14～18
5. 金庫の事業の運営に関する事項	
①内部統制基本方針	20～21
②リスク管理の体制	22
③法令遵守の体制	23～25
④金融ADR制度への対応	23
⑤報酬体系について	48
6. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書	34～35
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び	
①から④までに掲げるものの合計額	42
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
②危険債権	
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	
⑤正常債権	
(3)自己資本の充実の状況等	
①定性的な開示事項	49～50
②自己資本の構成に関する開示事項	51
③定量的な開示事項	52～55
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	44～45
①有価証券	
②金銭の信託	該当なし
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当なし
ア.金融先物取引等	
イ.金融等デリバティブ取引	
ウ.先物外国為替取引	
エ.有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引	
オ.有価証券先物取引又は国外有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引	
(5)貸倒り引当金の内訳	42
(6)貸出金償却の額	42
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	35

資料編

貸借対照表	34
損益計算書	35
剩余金処分計算書	35
注記事項	36
預金の状況	40
貸出金の状況	40
有価証券・為替の状況	44
経営指標その他	46
自己資本の充実の状況	49
自己資本の構成に関する開示事項	51
自己資本の充実度に関する事項	52
信用リスクに関する事項	53
信用リスク削減手法に関する事項	55
派生商品取引及び	
長期決済期間取引の取引相手の	
リスクに関する事項	55
証券化エクスポージャーに関する事項	55
出資等エクスポージャーに関する事項	55
リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
エクスポージャーに関する事項	55
金利リスクに関する事項	55

財務の状況

■貸借対照表

資産の部

(単位:百万円)

科 目	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日
現金	2,719	2,709
預け金	147,963	126,606
買入金銭債権	199	150
有価証券	146,997	134,249
国債	7,106	5,272
地方債	4,109	3,610
社債	70,256	64,062
株式	276	241
その他の証券	65,249	61,062
貸出金	95,369	99,385
割引手形	106	182
手形貸付	2,891	4,028
証書貸付	91,202	93,933
当座貸越	1,169	1,240
その他資産	1,744	1,798
未決済為替貸	99	96
信金中金出資金	1,271	1,271
前払費用	4	2
未収収益	358	413
還付消費税等	—	6
その他の資産	9	8
有形固定資産	2,736	2,678
建物	812	770
土地	1,731	1,731
その他の有形固定資産	193	177
無形固定資産	65	58
ソフトウェア	20	13
その他の無形固定資産	45	45
前払年金費用	706	577
繰延税金資産	—	766
債務保証見返	677	677
貸倒り引当金	△ 389	△ 465
(うち個別貸倒り引当金)	△ 366	△ 378
資産の部合計	398,789	369,194

負債及び純資産の部

(単位:百万円)

科 目	令和4年 3月31日	令和5年 3月31日
預金積金	337,589	344,025
当座預金	3,687	3,746
普通預金	152,299	159,931
貯蓄預金	1,959	2,084
通知預金	305	333
定期預金	167,687	167,002
定期積金	9,621	9,055
その他の預金	2,028	1,871
借用金	38,423	4,919
借入金	38,423	4,919
その他負債	647	728
未決済為替借	94	114
未払費用	62	44
給付補填備金	2	2
未払法人税等	105	132
未払消費税等	6	—
前受収益	48	53
払戻未済金	8	16
払戻未済持分	23	23
職員預り金	166	149
資産除去債務	16	14
その他の負債	112	177
賞与引当金	162	161
役員賞与引当金	6	4
役員退職慰労引当金	61	71
睡眠預金払戻損失引当金	5	0
偶発損失引当金	39	51
繰延税金負債	280	—
債務保証	677	677
負債の部合計	377,893	350,641
出資金	581	565
普通出資金	581	565
利益剰余金	19,627	19,996
利益準備金	590	581
その他利益剰余金	19,036	19,414
特別積立金	18,430	19,020
当期末処分剰余金	606	394
処分未済持分	△ 10	△ 13
会員勘定合計	20,199	20,548
その他有価証券評価差額金	696	△ 1,996
評価・換算差額等合計	696	△ 1,996
純資産の部合計	20,895	18,552
負債及び純資産の部合計	398,789	369,194

■損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第74期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	第75期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
経常収益	3,708	3,681
資金運用収益	3,305	3,289
貸出金利息	1,689	1,645
預け金利息	144	203
有価証券利息配当金	1,439	1,407
その他の受入利息	32	32
役務取引等収益	338	334
受入為替手数料	174	154
その他の役務収益	164	180
その他業務収益	21	32
その他の業務収益	21	32
その他経常収益	42	25
償却債権取立益	0	0
株式等売却益	—	21
その他の経常収益	41	3
経常費用	2,894	3,099
資金調達費用	42	36
預金利息	40	34
給付補填備金繰入額	0	0
借用金利息	0	0
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	288	287
支払為替手数料	56	48
その他の役務費用	232	239
その他業務費用	0	76
国債等債券売却損	—	1
国債等債券償還損	—	74
その他の業務費用	0	0
経費	2,505	2,606
人件費	1,721	1,884
物件費	702	657
税金	81	64
その他経常費用	57	92
貸倒り引当金繰入額	33	75
その他の経常費用	24	17
経常利益	814	581
特別利益	—	—
特別損失	0	0
固定資産処分損	0	0
税引前当期純利益	813	581
法人税、住民税及び事業税	190	218
法人税等調整額	35	△ 18
法人税等合計	226	200
当期純利益	587	380
繰越金(当期首残高)	18	13
当期末処分剰余金	606	394

■剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	第74期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	第75期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
当期末処分剰余金	606	394
積立金取崩額	8	16
利益準備金取崩額	8	16
剰余金処分額	601	391
普通出資に対する配当金 (年2%) 11	(年2%) 11	(年2%) 11
特別積立金	590	380
繰越金(当期末残高)	13	19

令和4年6月20日開催の第74期通常総代会及び、令和5年6月20日開催の第75期通常総代会で承認を得た、令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

令和5年6月21日

中南信用金庫
理事長 大藤 勉

注記事項

■貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	17 年～ 39 年
その他の	3 年～ 20 年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しています。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を検証するとともに統括部署として自己査定を管掌し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は53百万円です。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しています。当事業年度は、年金資産が退職給付債務を上回る部分について前

払年金費用として577百万円を計上しています。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	1,740,569 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	1,807,426 百万円
差引額	△66,857 百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

（自令和4年3月1日至令和4年3月31日） 0.2691%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金95,760百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類等上、当該償却に充てられる特別掛金45百円を費用処理しています。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。

13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取扱等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しています。

14. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは次のとおりです。

貸倒引当金 465 百万円

貸倒引当金の算定方法は、重要な会計方針として6.に記載しています。

貸倒引当金の算定における主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。なお、個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 38 百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額2,985百万円
18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりです。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る）です。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 180百万円 |
| 危険債権額 | 2,115百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 0 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 67百万円 |
| 合計額 | 2,364百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外匯為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は182百万円です。
20. 担保に供している資産は次のとおりです。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------|-----------|
| 預け金 | 2,100百万円 |
| 有価証券 | 40,797百万円 |
| その他資産 | 1百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-----|----------|
| 預金 | 563百万円 |
| 借用金 | 4,919百万円 |
- 上記のほか、為替決済担保として預け金3,000百万円を差し入れています。また、その他の資産には、保証金1百万円が含まれています。
21. 出資1口当たりの純資産額 16,806円45銭
22. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っています。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしています。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資規程及び融資関連規程・要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っています。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

イ 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALM委員会規程において、ALM委員会を原則として月一回開催することを明記し、同委員会において決定された方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しています。

ロ 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理に関する基本方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行っています。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

これら的情報は業務部を通じ、常務会において定期的に報告しています。

ハ 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、及び「借用金」です。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定

注記事項

し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00% 上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、9,826 百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めていません（注2）参照）。

なお、金融商品のうち貸出金、預金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しています。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	126,606	129,272	2,666
(2) 買入金銭債権	150	150	△0
(3) 有価証券			
その他有価証券	134,238	134,238	—
(4) 貸出金			
貸倒引当金（*1）	99,385 △465		
	98,920	97,081	△1,839
金融資産計	359,915	360,742	826
(1) 預金積金	344,025	344,001	△23
(2) 借用金	4,919	4,888	△30
金融負債計	348,945	348,890	△54

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

(1) 金融資産

①預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しています。

②買入金銭債権

買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格によっています。

③有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。なお、

保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については24.から25.に記載しています。

④貸出金

貸出金は、以下のイ～ハの方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

イ 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

ロ イ以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。

ハ イ以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。

(2) 金融負債

①預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、残存期間が短期のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

②借用金

一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	11
信金中金出資金（*1）	1,271
合計	1,283

（*1）非上場株式及び信金中金出資金については企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（*1）	74,606	36,500	5,200	10,300
買入金銭債権	46	104	—	—
有価証券	15,276	38,494	43,046	15,100
その他有価証券のうち満期があるもの	15,276	38,494	43,046	15,100
貸出金（*2）	17,707	32,949	24,854	21,994
合計	107,635	108,047	73,100	47,394

（*1）預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めています。

（*2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めていません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（※1）	307,654	36,312	2	56
借用金	1,103	3,814	1	—
合 計	308,757	40,126	3	56

（※1）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

24. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の中の証券」が含まれています。

その他有価証券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	192	150	41
	債券	40,667	39,989	678
	国債	4,176	4,158	18
	地方債	3,550	3,529	20
	社債	32,939	32,301	638
	その他	9,761	9,172	589
小計		50,621	49,312	1,309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	37	39	△2
	債券	32,278	33,020	△742
	国債	1,096	1,199	△103
	地方債	59	60	△0
	社債	31,122	31,761	△638
	その他	51,300	54,623	△3,322
小計		83,616	87,683	△4,067
合計		134,238	136,996	△2,758

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	63	21	—
債券	500	—	△ 1
社債	500	—	△ 1
その他	325	—	△ 74
合計	888	21	△ 75

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,384百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,668百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき

顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	57百万円
役員退職慰労引当金	19百万円
貯蔵品有税分	11百万円
減価償却超過額	33百万円
賞与引当金超過額	44百万円
未払事業税	13百万円
偶発損失引当金	14百万円
資産除去債務	4百万円
資産購入消費税自己否認額	1百万円
固定資産減損損失	17百万円
その他有価証券評価差額金	762百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	984百万円
評価性引当額	△58百万円
繰延税金資産合計	926百万円

繰延税金負債

前払年金費用	159百万円
繰延税金負債合計	159百万円
繰延税金負債の純額	766百万円

28. 会計方針の変更

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しています。この変更による計算書類等への影響はありません。

■ 損益計算書の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- 出資1口当たり当期純利益金額 336円 33銭

預金・貸出金の状況

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	151,974	161,511
うち有利息預金	138,672	147,174
定期性預金	181,652	179,691
うち固定金利定期預金	171,996	170,367
うち変動金利定期預金	5	5
その他	856	923
計	334,483	342,127
譲渡性預金	—	—
合計	334,483	342,127

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■財形貯蓄残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
財形貯蓄残高	23	16

■貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金	95,629	96,795
割引手形	134	146
手形貸付	2,797	3,408
証書貸付	91,544	92,077
当座貸越	1,153	1,162

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■貸出金業種別内訳

(単位:先・百万円・%)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出残高	構成比	貸出先数	貸出残高	構成比
製造業	187	3,469	3.63	180	3,679	3.70
農業、林業	5	317	0.33	6	341	0.34
漁業	—	—	—	1	4	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	1	187	0.19	1	231	0.23
建設業	624	9,541	10.00	634	9,633	9.69
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	16	142	0.14	17	122	0.12
運輸業、郵便業	56	1,811	1.89	62	1,728	1.73
卸売業、小売業	418	6,303	6.60	406	6,051	6.08
金融業、保険業	15	886	0.92	18	4,225	4.25
不動産業	446	19,079	20.00	442	20,450	20.57
物品販賣業	5	83	0.08	4	97	0.09
学術研究、専門・技術サービス業	46	357	0.37	44	332	0.33
宿泊業	1	3	0.00	4	34	0.03
飲食業	164	1,758	1.84	168	1,707	1.71
生活関連サービス業、娯楽業	70	850	0.89	69	777	0.78
教育、学習支援業	15	431	0.45	17	507	0.51
医療、福祉	114	2,695	2.82	118	3,118	3.13
その他のサービス	256	3,302	3.46	254	3,293	3.31
小計	2,439	51,224	53.71	2,445	56,336	56.68
地方公共団体	9	8,288	8.69	7	7,133	7.17
個人	6,478	35,856	37.59	6,242	35,916	36.13
合計	8,926	95,369	100.00	8,694	99,385	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■定期預金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
固定金利定期預金	167,613	166,937
変動金利定期預金	5	5
その他	0	0
合計	167,618	166,943

■預金者別預金残高

(単位:百万円・%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	286,942	84.99	291,922	84.85
一般法人	37,300	11.04	37,747	10.97
金融機関	181	0.05	164	0.04
公金	13,164	3.89	14,190	4.12
合計	337,589	100.00	344,025	100.00

(注) 謾渡性預金は除いて表示しています。

■貸出金使途別残高

(単位:百万円・%)

	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	54,543	57.19	54,997	55.34
運転資金	40,826	42.81	44,387	44.66
合 計	95,369	100.00	99,385	100.00

■貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金	95,369	99,385
固定金利	58,213	60,136
変動金利	37,155	39,249

■消費資金・住宅関連資金

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
消費資金	4,289	4,314
住宅関連資金	30,610	30,572

■会員外貸出残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金残高	95,369	99,385
うち会員外残高	13,777	15,703

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	2,170	2,191
有価証券	6	6
動産	0	—
不動産	18,256	18,538
その他	—	—
計	20,434	20,736
信用保証協会・信用保険	38,118	38,616
保証	21,102	21,481
信用	15,713	18,551
合 計	95,369	99,385

■債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	2	2
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	6	3
その他	—	—
計	8	6
信用保証協会・信用保険	9	7
保証	388	426
信用	271	237
合 計	677	677

■代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
独立行政法人住宅金融支援機構	344	281
株式会社日本政策金融公庫	—	—
信金中央金庫	674	675
独立行政法人福祉医療機構	16	14
独立行政法人中小企業基盤整備機構	52	57
合 計	1,088	1,029

貸出金の状況

当金庫の不良債権の状況について

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和3年度	301	301	299	1	100.00%	100.00%
	令和4年度	180	180	177	3	100.00%	100.00%
危険債権	令和3年度	1,803	1,771	1,636	134	98.19%	80.54%
	令和4年度	2,115	2,080	1,711	369	98.34%	91.31%
要管理債権	令和3年度	22	17	17	0	76.94%	0.48%
	令和4年度	68	52	52	0	77.09%	2.22%
三月以上 延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	0	0	0	—	100.00%	—
貸出条件 緩和債権	令和3年度	22	17	17	0	76.94%	0.48%
	令和4年度	67	52	51	0	76.91%	2.22%
不良債権合計(A)	令和3年度	2,127	2,089	1,952	136	98.22%	78.38%
	令和4年度	2,364	2,314	1,941	372	97.85%	88.01%
正常債権(B)	令和3年度	93,967					
	令和4年度	97,744					
総与信残高 (A)+(B)	令和3年度	96,094					
	令和4年度	100,109					

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸付又は貸貸借契約によるものに限る。)です。
 10. 「貸倒引当金」については、貸倒引当金総額ではなく、実際に信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権に対して引当てた金額に変更しているため、貸借対照表の残高より少なくなっています。
 11. 記載金額は百万円を切り捨てて表示しています。

令和5年3月末現在の不良債権総額は2,364百万円となっています。この不良債権総額に対しては担保付の貸出金及び保証付の貸出金1,941百万円、貸出金が回収できない場合に備えてある貸倒引当金が372百万円あり、今後損失として発生の懸念があり実質回収困難と思われる額は、総貸出金の0.05%(50百万円)です。

(単位:百万円)		
	令和3年度	令和4年度
不良債権合計	2,127	2,364
担保・保証等による回収見込額	1,952	1,941
貸倒引当金	136	372
実質回収困難と思われる額	37	50
総貸出金に対する実質回収困難と思われる額の比率	0.04%	0.05%
保全率	98.22%	97.85%

不良債権に対する備え

不良債権合計から預金積金、有価証券、不動産などの確実な担保及び保証協会などの保証機関による保証付の貸出金等と貸出金が回収できない場合に備えてある貸倒引当金を差し引いた実質回収困難と思われる額(50百万円)が今後損失として発生の懸念がある額となります。当金庫では内部留保の累積としての特別積立金(194億円)も十分にあり備えは万全です。

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和3年度	23	22	—	23	22
	令和4年度	22	86	—	22	86
個別貸倒引当金	令和3年度	332	366	—	332	366
	令和4年度	366	378	—	366	378
合計	令和3年度	355	389	—	355	389
	令和4年度	389	465	—	389	465

■貸出金償却

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却	—	—

■ 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断し、経営者保証を求めない可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討し、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	285 件	319 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	25.35 %	23.66 %
保証契約を解除した件数	4 件	0 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0 件	0 件

有価証券・為替の状況

■有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
国債	7,909	6,326
地方債	4,042	4,017
社債	71,959	66,120
株式	179	235
外国証券	55,447	57,483
その他の証券	6,713	6,623
合計	146,252	140,807

■有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

令和3年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	9,181	27,735	14,904	16,483	33,651	18,938	26,102	146,997
国債	1,748	4,022	182	—	—	1,153	—	7,106
地方債	503	3,545	59	—	—	—	—	4,109
社債	5,928	16,222	10,653	11,024	13,877	6,574	5,975	70,256
株式	—	—	—	—	—	—	276	276
外国証券	1,001	3,944	1,505	5,459	19,774	10,771	15,948	58,405
その他の証券	—	—	2,502	—	—	439	3,902	6,843

(単位:百万円)

令和4年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
有価証券	15,275	19,994	16,153	23,351	17,689	17,275	24,510	134,249
国債	3,752	424	—	—	—	1,096	—	5,272
地方債	2,513	1,037	59	—	—	—	—	3,610
社債	7,511	13,496	13,030	12,099	6,356	6,027	5,539	64,062
株式	—	—	—	—	—	—	241	241
外国証券	1,497	3,945	2,166	11,251	10,922	10,152	14,486	54,420
その他の証券	—	1,091	896	—	409	—	4,243	6,641

■商品有価証券、有価証券及び金銭の信託の含み(損)益

(単位:百万円)

有価証券	取得価格(A)		時価(B)	(B)-(A)
	令和3年度	146,034		
	令和4年度	137,008		
(注)1. 商品有価証券、金銭の信託は該当取引がありません。 2. 「時価」は、上場有価証券については決算日時価とし、非上場有価証券について、価格等の算定が可能なものの店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については証券業協会が公表する公社債店頭銘柄配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格)については時価相当額とし、その他のものについては帳簿価格としています。				

■売買目的有価証券

該当ありません。

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

■商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はありません。

■デリバティブ取引の状況

該当する取引はありません。

■内国為替取扱実績

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込	仕向	591,424	236,658	619,609
	被仕向	590,918	270,219	606,744
代金取立	仕向	346	369	205
	被仕向	46	36	25

■満期保有目的の債券

該当ありません。

■その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	198	162	35	192	150	41
	債券	57,765	56,549	1,215	40,667	39,989	678
	国債	5,953	5,893	59	4,176	4,158	18
	地方債	4,049	3,999	49	3,550	3,529	20
	社債	47,762	46,656	1,106	32,939	32,301	638
	その他	30,805	29,412	1,392	9,761	9,172	589
小計		88,769	86,124	2,644	50,621	49,312	1,309
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	65	69	△ 4	37	39	△ 2
	債券	23,706	24,017	△ 310	32,278	33,020	△ 742
	国債	1,153	1,199	△ 46	1,096	1,199	△ 103
	地方債	59	60	△ 0	59	60	△ 0
	社債	22,493	22,758	△ 264	31,122	31,761	△ 638
	その他	34,444	35,810	△ 1,366	51,300	54,623	△ 3,322
小計		58,216	59,898	△ 1,681	83,616	87,683	△ 4,067
合計		146,985	146,023	962	134,238	136,996	△ 2,758

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めていません。

■市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

	令和3年度 貸借対照表計上額	令和4年度 貸借対照表計上額
		貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非上場株式	11	11
組合出資金	—	—
信金中金出資金	1,271	1,271
合計	1,283	1,283

■公共債引受額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
国債	—	—
地方債	—	—
政府保証債	—	—

■公共債窓販実績

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
国債	2,083	2,146
地方債	—	—
政府保証債	—	—

経営指標その他

■経費の内訳

(単位:百万円)

科 目	第74期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	第75期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで
人件費	1,721	1,884
報酬給料手当	1,399	1,376
退職給付費用	107	298
その他	214	208
物件費	702	657
事務費	278	273
うち旅費・交通費	0	0
うち通信費	30	26
うち事務委託費	177	180
固定資産費	134	133
うち土地建物賃借料	3	3
うち保全管理費	95	97
事業費	45	49
うち広告宣伝費	16	19
うち交際費・寄贈費・諸会費	25	25
人事厚生費	20	38
減価償却費	127	115
その他	95	47
税金	81	64
合 計	2,505	2,606

■業務粗利益

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	3,263	3,253
資金運用収益	3,305	3,289
資金調達費用	42	36
役務取引等収支	50	46
役務取引等収益	338	334
役務取引等費用	288	287
その他の業務収支	21	△ 44
その他業務収益	21	32
その他業務費用	0	76
業務粗利益	3,334	3,255
業務粗利益率(%)	0.86	0.87

(注)1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	3,725 百万円	3,960 百万円	3,948 百万円	3,708 百万円	3,681 百万円
経常利益	564 百万円	652 百万円	749 百万円	814 百万円	581 百万円
当期純利益	400 百万円	487 百万円	541 百万円	587 百万円	380 百万円
出資総額	609 百万円	601 百万円	590 百万円	581 百万円	565 百万円
出資総口数	1,219,518 口	1,203,802 口	1,181,755 口	1,163,904 口	1,131,681 口
純資産額	21,080 百万円	19,279 百万円	21,760 百万円	20,895 百万円	18,552 百万円
総資産額	324,783 百万円	329,666 百万円	389,489 百万円	398,789 百万円	369,194 百万円
預金積金残高	301,153 百万円	307,767 百万円	328,669 百万円	337,589 百万円	344,025 百万円
貸出金残高	79,893 百万円	83,572 百万円	95,901 百万円	95,369 百万円	99,385 百万円
有価証券残高	124,108 百万円	136,674 百万円	143,176 百万円	146,997 百万円	134,249 百万円
単体自己資本比率	13.71 %	12.89 %	12.55 %	12.62 %	13.12 %
出資に対する配当金(出資1口当たり)	20 円	10 円	10 円	10 円	10 円
役員数	14 人				
うち常勤役員数	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
職員数	273 人	259 人	256 人	256 人	242 人
会員数	23,888 名	23,636 名	23,390 名	23,098 名	22,498 名

■受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	137	△ 177	△ 39	△ 33	16	△ 16
うち貸出金	53	△ 90	△ 37	19	△ 64	△ 44
うち預け金	0	△ 0	0	△ 9	69	59
うち有価証券	82	△ 85	△ 3	△ 42	11	△ 31
支払利息	1	△ 8	△ 6	0	△ 6	△ 6
うち預金積金	1	△ 7	△ 6	0	△ 7	△ 6
うち借用金	0	△ 0	△ 0	△ 0	0	△ 0

(注)1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しています。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	848	599
実質業務純益	847	663
コア業務純益	847	739
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	847	739

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないことをしています。また、貸倒引当金額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金額を額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を適算した損益です。

■資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

	年 度	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	令和3年度	386,298	3,305	0.85%
	令和4年度	371,872	3,289	0.88%
うち貸出金	令和3年度	95,629	1,689	1.76%
	令和4年度	96,795	1,645	1.69%
うち預け金	令和3年度	142,925	144	0.10%
	令和4年度	132,826	203	0.15%
うち有価証券	令和3年度	146,252	1,439	0.98%
	令和4年度	140,807	1,407	0.99%
資金調達勘定	令和3年度	373,063	42	0.01%
	令和4年度	358,131	36	0.01%
うち預金積金	令和3年度	334,483	41	0.01%
	令和4年度	342,127	34	0.01%
うち借用金	令和3年度	38,415	0	0.00%
	令和4年度	15,844	0	0.00%

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和3年度1,165百万円、令和4年度1,072百万円)を控除して表示しています。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■利益率

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.20%	0.15%
総資産当期純利益率	0.14%	0.10%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返しを除く)平均残高}} \times 100$

■預貸率

	令和3年度	令和4年度
預貸率	期末 28.25%	期末 28.88%
	平残 28.59%	平残 28.29%

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■利 鞘

	令和3年度	令和4年度
総資金利鞘	0.18%	0.15%
資金運用利回	0.85%	0.88%
資金調達原価率	0.67%	0.73%

■預証率

	令和3年度	令和4年度
預証率	期末 43.54%	期末 39.02%
	平残 43.72%	平残 41.15%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■常勤役職員数

	令和3年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日
常勤役職員数(うち職員数)	262人(256人)	262人(256人)	248人(242人)

■常勤役職員1人当たり預金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
常勤役職員1人当たり預金残高	1,288	1,387

■1店舗当たり預金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
1店舗当たり預金残高	19,858	20,236

■会員数

	令和4年3月31日	令和5年3月31日
会員数	23,098名	22,498名

■出資金

(単位:百万円)

	令和4年3月31日	令和5年3月31日
普通出資金	581	565

当金庫の会員資格は、当金庫の事業地区内にお住まいの方・お勤めの方、事業所をお持ちの方及びその役員の方となっています。ただし、法人の場合は従業員が300人以下または資本金が9億円以下の方に限られます。また、会員となるためには、5千円以上の出資が必要です。

■常勤役職員1人当たり貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
常勤役職員1人当たり貸出金残高	364	400

■1店舗当たり貸出金残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
1店舗当たり貸出金残高	5,609	5,846

■出資配当率

	令和3年度	令和4年度
出資配当率	年率2%	年率2%

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事です。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」です。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与については、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	89

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」76百万円、「賞与」3百万円、「退職慰労金」9百万円となっています。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含んでいます。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含んでいます。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額です。

3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況等

当金庫の自己資本の充実の状況等については以下のとおりです。

■ 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本については、地域のお客さまによる普通出資金にて調達しています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、企業や個人への貸出が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。当金庫では、審査部門を業務推進部門から明確に分離するなど、審査部門の独立性を堅持し、厳正な審査基準に基づき融資を行っています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定手引」及び「資産査定等に関わる償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先について優良担保等を除いた未保全額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認める額を算出し、実質破綻先および破綻先については、優良担保等を除いた未保全額の全額を引当しています。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4社を採用しています。

1. 株式会社 格付投資情報センター
2. 株式会社 日本格付研究所
3. ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク
4. S&Pグローバル・レーティング

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から判断を行っています。また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

バーゼルIIIにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「延滞貸出金及び管理債権取扱要領」により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポート

証券化取引は該当ありません。

自己資本の充実の状況

7. オペレーションリスク

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーションリスクとは、内部手続き、人、システムが不適切であることもしくは機能ないこと、または外生的な事象により損失を被るリスクのこと、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスク、システムリスクについては、特に重要度の高いリスクであると認識しています。事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、各種事務規程・要領の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めています。システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。その他のリスクについては、苦情に対する適切な対応、個人情報保護態勢及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

リスクの計測に関しては、当面基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。また、これらリスクに関しては、経営陣による常務会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告する体制を整備しています。

(2) オペレーションリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー

または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資その他これに類するエクspoージャーにあたるものは、上場株式、上場優先出資証券、非上場株式が該当します。この運用・管理については、当金庫が定める「余裕資金運用規程」等に基づき適正に行ってています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の金融商品会計に関する実務指針に従った、適切な処理を行っています。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。具体的には銀行勘定の金利リスク(IRRBB)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測しています。計測結果についてはALM委員会で協議検討し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVA (注1)及び ΔNII (注2)並びにこれらに追加して開示を行う金利リスクに関する事項
(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであつて、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

イ 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

ロ 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

ハ 流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

ニ 固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

ホ IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

ヘ IRRBBの算出にあたり、スプレッドの変動は考慮していません。

ト ΔEVA 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提はありません。

チ ΔEVA の計測対象となる有価証券の残高減少及び短期化を主因とし、 ΔEVA は前期比で減少しています。

リ 当期の重要性テスト(ΔEVA /自己資本の額)の結果は48.731%となります。仮に ΔEVA を自己資本の額から控除した場合の自己資本比率は「早期是正措置」の発動基準である4%を上回ることを確認しており、自己資本の額に対し許容しうる金利リスク量であると認識しています。

② 自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVA 及び ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

イ △EVE及び△NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としています。
 ロ △EVE及び△NIIの計測のほか、四半期毎にVaR(保有期間125日、観測期間1年、信頼水準99.0%)やストレス・テストなどによる統合的リスク量を計測しており、その計測結果がリスク限度額の範囲内であるかをALM委員会において確認しています。

1.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	20,187	20,537
うち、出資金及び資本剰余金の額	581	565
うち、利益剰余金の額	19,627	19,996
うち、外部流出予定額(△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	△ 10	△ 13
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	22	86
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	22	86
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	20,210
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	47	42
うち、のれんに係るものとの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	47	42
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	511	417
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	558
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	19,651
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	149,111	147,241
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,140	△ 1,140
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,140	△ 1,140
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,604	6,435
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	155,715
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	12.62%	13.12%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

自己資本の充実の状況

1. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	149,111	5,964	147,241	5,889
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	139,208	5,568	137,239	5,489
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	1,209	48	977	39
我が国の政府関係機関向け	1,426	57	1,295	51
地方三公社向け	458	18	430	17
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	32,232	1,289	35,207	1,408
法人等向け	45,802	1,832	45,555	1,822
中小企業等向け及び個人向け	21,077	843	16,645	665
抵当権付住宅ローン	2,677	107	2,585	103
不動産取得等事業向け	15,526	621	15,478	619
三月以上延滞等	234	9	217	8
取立未済手形	19	0	19	0
信用保証協会等による保証付	833	33	960	38
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	244	9	537	21
出資等のエクスポージャー	244	9	537	21
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	17,465	698	17,329	693
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	1,900	76	1,900	76
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	6,696	267	6,619	264
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	497	19	50	2
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	1,503	60	1,503	60
上記以外のエクspoージャー	—	—	—	—
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
証券化	STC要件適用分	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	11,042	441	11,142	445
ルック・スルー方式	11,042	441	11,142	445
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,140	△ 45	△ 1,140	△ 45
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクspoージャー	0	0	0	0
口. オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,604	264	6,435	257
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+口)	155,715	6,228	153,677	6,147

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しています。

〈オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化工エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞 エクspoージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティフ以外のオフ・バラ ンス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国内	336,103	310,911	96,094	100,109	80,567	73,010	—	—	156	158
国外	43,439	42,423	—	—	43,439	42,423	—	—	—	—
地域別合計	379,543	353,335	96,094	100,109	124,006	115,433	—	—	156	158
製造業	12,101	12,276	3,700	3,875	8,299	8,300	—	—	0	0
農業、林業	327	351	321	345	—	—	—	—	—	—
漁業	0	5	0	5	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	187	231	187	231	—	—	—	—	—	—
建設業	12,113	11,996	10,882	11,065	1,209	908	—	—	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	5,457	5,040	—	—	5,427	5,021	—	—	—	—
情報通信業	2,188	2,115	144	123	1,829	1,824	—	—	—	—
運輸業、郵便業	11,625	10,127	1,880	1,797	9,718	8,303	—	—	—	—
卸売業、小売業	8,609	8,437	6,783	6,622	1,803	1,801	—	—	4	7
金融業、保険業	225,727	204,027	900	4,229	72,638	68,931	—	—	—	—
不動産業	26,796	27,581	20,866	22,267	4,825	4,221	—	—	3	1
物品貯蔵業	1,983	1,998	83	97	1,898	1,899	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	1,252	1,235	549	533	701	701	—	—	—	—
宿泊業	3	34	3	34	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,090	2,034	2,090	2,034	—	—	—	—	—	6
生活関連サービス業、娯楽業	1,715	1,620	1,175	1,082	501	500	—	—	—	0
教育、学習支援業	551	629	551	629	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	3,533	4,011	3,533	4,011	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,020	3,998	4,020	3,998	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	23,461	20,169	8,289	7,133	15,152	13,018	—	—	—	—
個人	29,941	29,823	29,941	29,823	—	—	—	—	148	141
その他	5,853	5,590	187	167	—	—	—	—	—	—
業種別合計	379,543	353,335	96,094	100,109	124,006	115,433	—	—	156	158
1年以下	106,687	100,303	8,207	9,897	9,150	15,276	—	—	—	—
1年超3年以下	85,312	60,169	4,943	4,750	27,686	18,852	—	—	—	—
3年超5年以下	18,469	22,325	7,009	7,060	11,399	15,226	—	—	—	—
5年超7年以下	24,125	39,210	6,953	11,357	17,162	23,653	—	—	—	—
7年超10年以下	61,333	39,754	23,232	20,426	33,900	18,327	—	—	—	—
10年超	66,366	74,844	45,259	46,148	18,807	18,396	—	—	—	—
期間の定めのないもの	17,247	16,726	488	468	5,900	5,700	—	—	—	—
残存期間別合計	379,543	353,335	96,094	100,109	124,006	115,433	—	—	—	—

(注)1. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

2. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクspoージャーです。具体的には固定資産、現金等が含まれています。

3. CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれていません。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

42ページの「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

自己資本の充実の状況

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
					目的使用		その他							
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製造業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—		
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	8	13	13	—	—	—	8	13	13	—	—	—		
卸売業、小売業	14	13	13	12	—	—	14	13	13	12	—	—		
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産業	65	33	33	29	—	—	65	33	33	29	—	—		
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
飲食業	214	277	277	307	—	—	214	277	277	307	—	—		
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	26	26	26	26	—	—	26	26	26	26	—	—		
その他のサービス	1	1	1	0	—	—	1	1	1	0	—	—		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—		
合 計	332	366	366	378	—	—	332	366	366	378	—	—		

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額					
	令和3年度		令和4年度			
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し		
0%	—	74,827	—	37,747		
4%	—	—	—	—		
10%	—	39,740	—	43,706		
20%	7,407	163,554	24,724	182,304		
35%	—	7,683	—	7,423		
50%	40,918	—	26,356	0		
75%	—	18,493	—	18,462		
100%	—	34,746	—	39,555		
150%	—	2,007	—	2,611		
200%	—	—	—	—		
250%	—	11,028	—	11,873		
1,250%	—	—	—	26		
合 計	400,407		394,794			

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクspoージャーは含まれていません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,204	2,210	15,171	16,107
①ソブリン向け	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—
③地方公共団体金融機構向け	—	—	222	189
④法人等向け	195	188	—	—
⑤中小企業等・個人向け	1,945	1,946	14,776	15,746
⑥抵当権付住宅ローン	0	0	—	—
⑦不動産取得等事業向け	23	29	—	—
⑧三月以上延滞等	—	—	—	—
⑨その他	39	46	172	171

- (注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 信用リスク削減手法を適用した部分のエクスポージャーを記載しています。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧洲中央銀行、欧洲共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引は該当ありません。

(6) 出資等エクspoージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,973	2,973	3,247	3,247
非上場株式等	1,284	1,284	1,284	1,284
合計	4,257	4,257	4,531	4,531

ロ. 出資等エクspoージャーの売却

及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	売却益	—	21	—
売却損	—	—	—	—
償却	—	—	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される

エクspoージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	19,616	19,746
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項目番号		IRRBB 1: 金利リスク			
		イ 口		ハ ニ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,826	10,087	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	193	26
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,826	10,087	193	26
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	20,163		19,651	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しています。

“Step by Step”～ニーズに適切に対応し、優れたサービスを提供するために～

通信教育で基礎を身につける

金融業務は複雑で、しかもたくさんの専門知識が必要とします。したがって入庫後は、さまざまな機会をとらえて、きめ細かい教育・研修を実施しています。

基礎知識を習得するために、全国信用金庫協会監修による通信教育と実務試験（基礎・上級）を教育プログラムに組み込み、6年の期間で学習、添削、試験を繰り返すことによって金融人としての基礎を身に付けていきます。

通信教育には必修コースと選択コースがあります。必修コースは1年目は「初級職員講座」「初級簿記講座」「預金講座」、2年目は「為替・手形交換講座」「融資講座」「融資審査・管理・回収講座」等々と続きます。

向上意欲の高い人は選択コースの各講座も同時に受講することによって、自己の能力にさらに磨きをかけています。

通信教育講座のご案内



中南信用金庫

集合研修でさらにスキルアップ

通信教育とあわせてタイムリーに当金庫独自の集合研修が行われ、教育の成果を一層高めています。集合研修には、当金庫内部の企画・立案による内部コースと、外部の講座に参加する外部コースとがあります。いずれも通信教育を補強する意味で極めて効果があり、とくに職種や階層によって受講者を絞り込み、特定のテーマに基づいて研修する内部コースは、職員の能力向上とモラールアップに大きく寄与しています。

研修システム		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
通信教育	必修コース	初級職員講座	●				
		初級簿記講座	●				
		預金講座	●				
		為替・手形交換講座		●			
		融資講座		●			
		融資審査・管理・回収講座		●			
		マーケティング講座			●		
		企業分析講座			●		
		金融法務講座			●		
		税務講座				●	
		金融・財産相談講座				●	
		ファイナンシャル・プランナー養成講座 AFPコース					●
集合研修	選択コース	資格取得関連講座、法務講座、財務講座、税務講座、総合実務講座、マネジメント講座					
	内部コース	考課者訓練、初級管理者研修、新入庫職員合同フォローアップ研修、新入庫職員入庫前研修、テラー研修、渉外研修、コンプライアンス研修					
	外部コース	支店長講座、次長講座、中堅管理者講座、初級管理者講座、営業推進講座、目利き力養成講座、融資渉外講座、融資審査講座、渉外担当者インストラクター講座、債権管理回収講座、教育訓練担当者養成講座、人事担当者研修会					
国家資格取得援助制度		(援助対象講座) 税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、CFP					

めざせ国家資格

お客様のさまざまなニーズやご相談に応えることのできる人材を育成し、地域の皆さまに優れた金融サービスを提供するため、国家資格取得援助制度を設けています。当金庫指定の援助対象講座（税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、CFPの通学コース）の受講者に対して、中小企業診断士は受講料の全額、他3講座は受講料の2分の1を援助する制度です。

休日に通学して勉強することは大変ですが、自己の能力開発のために頑張る職員を応援しています。

職場を改善し新商品を生む提案制度

当金庫の独自のシステムに提案制度があります。これは、日頃考えていること、あるいは強く希望していることなどを自由に提案し、またその提案を採用することによって、より良い中南信用金庫を築いていこうとするものです。

たとえば職場環境の改善、事務処理の合理化、新商品の企画など、テーマに制限はありません。提案することに意義があるのです。

これまでに提案制度で実を結んだものは数多くあり、定期積金「あすなろ100」はその代表といえます。

仕事と家庭の両立をしっかりサポート

当金庫では、子育てや介護に携わる職員への制度を整え、仕事と家庭の両立を目指す職員をサポートしています。子育てについては「産前・産後休業」「育児休業」、また、育児休業の延長や復職後の短時間勤務制度などもあり、これらを活用して仕事と家庭を両立している職員が増えています。

地域のイベント・クラブ活動を通じての交流

野球部・サッカー部・テニス部・華道部があり活動しています。野球とサッカーは、毎年、県内信用金庫のトーナメントがあり、参加しています。クラブ活動への参加は、心身のリフレッシュとともに、支店や所属部署、また、世代を超えた交流の機会であり、職員同士のつながりも深まります。

また、地域の駅伝大会、お祭り、各種イベントに積極的に参加したり、そうした催しへの賛助活動を通じて地域住民との交流を深めています。

30歳以上は生活習慣病健診義務づけ

金融機関に限らず充実した仕事をするためには健康管理が第一です。体力の衰えや病気は仕事の効率を低下させるのみならず、金融業では最も重視されるお客様との信頼関係を損なう要因ともなりかねません。

当金庫では職員一人ひとりの健康管理に留意しており、特に働き盛りの30歳以上の職員には必ず生活習慣病健診の受診を義務づけ、その費用は全額金庫負担としています。

「ユースエール認定企業」に認定

令和4年11月21日、当金庫は「若者雇用促進法」に基づき厚生労働大臣より「ユースエール認定企業」に認定されました（平成30年度の初回認定以降3度目）。

ユースエール認定制度とは、若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

これからも若者の採用・育成に積極的に取組むと共に、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図り、活き活きと働くことができる職場を目指します。



新入庫職員 採用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大学卒	9人	8人	6人
短大卒	0人	2人	1人
高校卒	1人	1人	3人
合計	10人	11人	10人

店舗・地区一覧

中南信用金庫

本部

神奈川県中郡大磯町大磯1133-1 ☎ 0463-61-2615(代)

経営情報センター

神奈川県伊勢原市桜台1-16-12 ☎ (0120)775-598

ちゅうなんテレホンバンキング ☎ 0120-081-290(通話料無料)

ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/chunan/>



①本店営業部

中郡大磯町大磯1133-1

☎ 0463-61-7200(代)

■開設年月日／S7.11.22



②二宮支店

中郡二宮町二宮899-8

☎ 0463-71-1251(代)

■開設年月日／S25.7.5



③下中支店

小田原市中村原734

☎ 0465-43-0631(代)

■開設年月日／S27.8.5



④国府支店

中郡大磯町月京5番3号

☎ 0463-71-2332(代)

■開設年月日／S30.1.22



⑤旭支店

平塚市徳延437

☎ 0463-32-3250(代)

■開設年月日／S40.11.29

⑥四之宮支店

平塚市四之宮2-15-1

☎ 0463-22-5155(代)

■開設年月日／S44.12.9

⑦伊勢原支店

伊勢原市桜台1-16-12

☎ 0463-93-2351(代)

■開設年月日／S50.9.17

店外キャッシュ
サービスコーナー

●本店営業部大磯町役場出張所 ●本店営業部大磯駅出張所 ●二宮支店二宮駅出張所
●下中支店しまむらストアーたちばな店出張所 ●旭支店しまむらストアー長持店出張所



⑧ 平塚支店

平塚市見附町32-9
☎ 0463-34-5222 (代)
■開設年月日／S56.10.26



⑨ 茅ヶ崎支店

茅ヶ崎市元町4-19
☎ 0467-87-2424 (代)
■開設年月日／S57.10.14



⑩ 高森支店

伊勢原市高森3-3-19
☎ 0463-92-1151 (代)
■開設年月日／S58.6.20



⑪ 厚木南支店

厚木市旭町4-4-19
☎ 046-228-1121 (代)
■開設年月日／S59.10.15



⑫ 中井支店

足柄上郡中井町田中1040
☎ 0465-81-2621 (代)
■開設年月日／S59.12.3



⑬ さかま支店

平塚市根坂間246-11
☎ 0463-31-5880 (代)
■開設年月日／S61.12.8



⑭ 高麗支店

中郡大磯町高麗3-2-34
☎ 0463-31-3211 (代)
■開設年月日／S62.12.7



⑮ 中里支店

中郡二宮町中里2-3-34
☎ 0463-71-7272 (代)
■開設年月日／S63.11.28



⑯ 中原支店

平塚市中原1-8-9
☎ 0463-30-6711 (代)
■開設年月日／H12.11.15



⑰ 林支店

厚木市林5-1-21
☎ 046-296-3100 (代)
■開設年月日／H22.11.22

- 中井支店中井町役場出張所
- 四之宮支店しまむらストアー田村店出張所

- さかま支店しまむらストアー旭店出張所

気さくなおつきあい



発行 中南信用金庫総合企画部
0463-61-2615(代)
令和5年7月発行